

平成23年第1回竜王町議会定例会（第4号）

平成23年3月22日

午後1時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（4日目）

日程第 1 意見書第1号 東北地方太平洋沖地震における被災地への救援活動および支援体制の整備等を求める意見書

日程第 2 一般質問

一 般 質 問

- 1 民間経営のノウハウを活かした財政改革の成果について…… 蔵口嘉寿男議員
- 2 新学習指導要領 小学校からの外国語活動に携わる教師について
…………… 山添勝之議員
- 3 町内に巡回バスを…………… 岡山富男議員
- 4 第五次総合計画基本構想での初年度の取り組みは ～町内の人口増について～
…………… 岡山富男議員
- 5 定年後からの農業への取り組みは…………… 岡山富男議員
- 6 町職員の専門性を…………… 岡山富男議員
- 7 学校給食のピーアールを…………… 岡山富男議員
- 8 防災情報システムの整備について…………… 大橋 弘議員
- 9 町民の願いである内発型の活性化施策について…………… 菱田三男議員
- 10 図書館・公民館の協働による運営について…………… 山田義明議員
- 11 竜王町学校給食センターにおける衛生改善等について…………… 貴多正幸議員
- 12 竜王町財政健全化プランの取り組みについて…………… 小森重剛議員
- 13 国保の患者負担金の減免について…………… 若井敏子議員
- 14 安全安心の町づくりのために歩道と街路灯の整備を…………… 若井敏子議員
- 15 徴税の取り組みについて…………… 若井敏子議員
- 16 住宅リフォーム助成制度について…………… 若井敏子議員
- 17 合併浄化槽の水質検査に補助を…………… 若井敏子議員

2 会議に出席した議員（12名）

1番	蔵口嘉寿男	2番	貴多正幸
3番	圖司重夫	4番	村田通男
5番	山田義明	6番	山添勝之
7番	菱田三男	8番	若井敏子
9番	岡山富男	10番	小森重剛
11番	大橋弘	12番	寺島健一

3 会議に欠席した議員（なし）

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	竹山秀雄	副町長	青木進
教育長	岡谷ふさ子	会計管理者	布施九藏
総務政策主監	川部治夫	住民福祉主監兼 健康推進課長	山添登代一
産業建設主監	小西久次	総務課長	松瀬徳之助
政策推進課長	杼木栄司	生活安全課長	若井政彦
住民税務課長	田中秀樹	福祉課長	吉田淳子
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	井口和人	建設水道課長	村井耕一
教育次長兼 生涯学習課長	赤佐九彦	学務課長	富長宗生

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	福山忠雄	書記	臼井由美子
--------	------	----	-------

開議 午後1時00分

○議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成23年第1回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより、議事に入ります。

~~~~~○~~~~~

**日程第 1 意見書第 1 号 東北地方太平洋沖地震における被災地への救援活動および支援体制の整備等を求める意見書**

○議長（寺島健一） 日程第1 意見書第1号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。2番、貴多正幸議員。

○2番（貴多正幸） 意見書第1号、東北地方太平洋沖地震における被災地への救援活動および支援体制の整備等を求める意見書について、提出の理由を述べさせていただきます。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、甚大な被害が発生し、多くの尊い命と財産が奪われた。被災地の方に対する迅速な救援・支援活動の実施と、国民に対する正確な情報提供、国民総力を挙げた早期復興への取り組み、また、今後の万全なる防災対策を強く政府に求めるものである。

という内容につきましての意見書を、皆様のお手元に配付させていただいておりますので、これについてよろしく願います。

○議長（寺島健一） ただいま提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第1 意見書第1号を原案のとおり提出することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第1 意見書第1号は原案

のとおり提出することに決定されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 一般質問

○議長（寺島健一） 日程第 2 一般質問を行います。

質問および答弁は、簡単明瞭に要旨のみ願います。発言通告書が先に提出されておりますので、それに従い質問願います。

それでは、1 番、蔵口嘉寿男議員。

○1 番（蔵口嘉寿男） 私は、今定例会において民間経営のノウハウを活かした財政改革の成果について、質問をいたします。

竹山町長は、町長に就任される前に「竜王町の財政は予断を許さない厳しい状況にある。民間会社の社員や経営管理者の経験を活かして財政再建に取り組む。」と再三にわたり訴えられ、竜王町長に当選されました。財政を再建すると強調された当時と、あと 3 年ぐらいで基金の積み立てが底をつくという財政悪化をどう捉えておられるのか、お聞きします。

民間経営のノウハウを活かして財政改革に取り組むとされたが、就任以来、民間経営の視点でどのような成果をあげられたのか、お示しいただきたいと思えます。

次に、平成 22 年度予算編成にあたって多くの財源不足が生じることになり、職員で構成する財政改革プロジェクトチームによる事業仕分けを行い、竜王町財政健全化プランを策定して補助金の一律カット、各種委員手当の廃止、イベントの隔年実施、建設事業の繰り延べなど、町民が痛みを感じる施策が多くとられました。

さらに、平成 23 年度予算においても平成 22 年度の改革プランを踏襲し、さらに厳しい改革を町民に求めています。どのような民間的な発想で改革の目途を立てようとされているのか、町長にお尋ねいたします。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 蔵口嘉寿男議員の「民間経営のノウハウを活かした財政改革の成果について」のご質問にお答えいたします。

就任させていただいて、歳入歳出実態の数字から、町の財政が逼迫し、想像を遥かに超えたところまで硬直化が進んでいることを知り得ました。民間感覚ならば、金融機関に見放されても致し方ないのではと思えるくらいでありました。

つきましては、平成 21 年度予算編成にあたり、まず進行中の大型事業に目を

向け、まちづくり交付金事業の総事業費枠を10億円以内に抑制するように指示を出し、あわせて当分の間、大型プロジェクトを見送ることを指示したものであります。計画どおり進めていけば、その後生じることとなる景気悪化による税収減といった状況下において、さらなる数字の悪化を招いていたということであり、ます。

財政の健全化に向かっては、端的に申し上げますと、一般家庭における家計簿と同じであり、収入に合わせて支出とバランスをとっていくことが重要であります。これは、民間であろうと公共団体であろうと、何ら変わるところはありません。強いて申し上げるならば、民間は否が応にもその事業活動の根源となる財源について自分たちで稼がねばならないという点に厳しさがああり、成果の有無が直接自らの将来に大きく影響してくるところであります。

就任直後の平成21年度には、平成20年度決算に基づく実質公債費比率が18.4%となったことに加えて、リーマンショックに端を発する景気の悪化を受けて一層危機感を強く抱き、行財政改革に取り組みました。結果的には、平成22年度同数値が20.1%に悪化したことは、お伝えいたしているとおりで、さらなる取り組みが必要となりました。

また、民間の感覚という点でさらに申し上げますと、目標が定まったならば実行あるのみということですし、答えが出なければ、そのプロセスにおいて行ったいかなる努力も評価されないという厳しさがあるという点であります。

私は、行財政改革取り組み事項、また数字目標を決定するに当たって、前段にて協議を重ねつつ、例えば、職員組合との行政経営懇談会、各委員会からの答申等ではありますが、お互いに中身をしっかりと確認し、共有を図って実行し、答えを出していく手法を取らせていただいております。これは長年会社勤めをいたしておりました経験からの進め方であります。

就任当初、既に立派な行財政改革プランが作成されておりました。議員もご承知のことと存じます。これに準じて実行されておったならば、恐らく現状はもう少し違ったものとなっているのではと推察できます。私はこの点を謙虚に反省し、決めたことは実行し答えを出すのが民間感覚であると捉えて行っているというのが、この2年間に代表される健全化への取り組みであります。

新年度予算において4億5,000万円を繰り入れさせていただきますが、平成22年度では法人税の税収の回復も見込まれ、健全化取り組み効果とあわせて、今後の公共施設の維持補修等、財政需要の増に向けた民間でいう内部留保の充実

に向けて、加えて実質公債費比率が20.1%に対して少しでも改善することにより、町民の皆さんに必ずやご理解がいただけるものと、答えを出すために現在、精一杯行政経営に当たる覚悟をいたしているところでございます。

さて、次なる目途ということではありますが、①人件費圧縮は避けられない道、職員組合との協議にて方針決定、②外郭団体のさらなる経営合理化、③予算規模として適当な範囲を46億円程度とわきまえ、一層の財政基盤の安定化を進める、④効率的な財政運営に努め、結果剰余金が発生したときは、町債の繰上償還あるいは将来を見据えて安定的な財政運営に向けた基金の充実を図る、⑤県下で最悪の数字脱却のため、今後も継続して歳出の見直しに取り組む必要があるが、他市町における同様の制度を下回ることのないように留意しつつ進める、⑥第五次竜王町総合計画に沿って以後は人口増加に向かう投資に重きを置く、⑦県有地の一日も早い開発と企業誘致、⑧町内企業との連携度を上げ、操業度アップへ行政支援、⑨持続可能な自治体として地域力を向上させること、役割分担、協働の場を拡大し予算の効率的執行を図る等々、以上、私の思いを含めてのものでありますが、今後も項目に沿った関係者の方々のご意見等も拝聴させていただきながら、具体的目標を定めていき、これを実行し答えを出すようにしていくこと、「できない」は禁句とされ、やるためにはどうするのが民間手法であると申し添えます。

以上、蔵口議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 1番、蔵口議員。

○1番（蔵口嘉寿男） ただいまお答えいただきましたが、私は昨年の12月の定例会におきまして、財政の硬直化を懸念した質問をいたしました。その当時は大変、粛々と償還していくというふうな財政内容の説明であったわけでございますが、23年度予算編成にあたって約7億円の財源が足りないというふうなことについて聞きまして、驚いているわけでございます。

特に民間という形の中で町長さんに期待するところは、大阪府の橋下知事のよう、赤字の財政を1年間で黒字にされましたように、やり遂げるという意味とその決断と突破力であると思っておりますし、多くの方がそのことに称賛を送っていると思うわけでございます。

財政改革チームに仕分けをゆだねるのではなく、町長自らが方針を示して、それによって明確なメッセージを職員に送られたということがあまり聞けなかった。非常事態宣言をしたということについては伝わってきましたが、そこらあた

りが我々については分からなかったということでございます。

今いくつかあげていただきましたけれども、過去3年間の中において自らが決断し改革したということについての事業名は、ただ10億円の財政、要求額でございますけれども、大型プロジェクトを要求したということしか聞こえませんが、その点についてお聞きします。

2点目は、平成22年度の財政健全化プランは、職員の仕分けによってされて、それをプランとしてまとめられたものでございますが、それを平成23年度においては行財政改革委員会に諮問するというふうな項目を示して諮問されるというふうな、平成22年度ではやられなかったのに、わざわざ行財政改革推進委員会に諮問して、その答えを得られるというふうな、私たちから言ったら二重手間のことをされまして、民間であったら経営トップはその役目はしていないと思いますが、その辺のあたりもお答えいただきたいと思います。

それから、財源の確保についてでございますが、話が長くなるかも分かりませんが、私、数年前に安土町の桜の時分に見学に行きましたところ、入園料と別に駐車料を取っておられたというふうな、大変、事業団か観光協会か分かりませんが、やはりそういった幅広い歳入確保に努めておられるということについて、さすがだなというふうなことを思いました。

ただ残念なことは、アウトレットの法定外公共物の使用料が、常任委員会の中では1㎡12円というふうな単価を説明された部分がございます。先ほど今年度提案されておりました法定外公共物の使用料については、1㎡100円というふうなことでございます。どのような形の中にしろ、民間の駐車料の使用料というのは、実績があるわけでございますので、なぜそのようなことになっているのか、財政の厳しい中で歳入確保についてそういう目が行きわたっていなかったのか、その3つをお尋ねします。よろしくお願ひします。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 具体的な数字について、もう少し説明をということでございます。数字を申し上げますと、就任させていただいたのが平成20年でございます。19年度決算数字が私の出発点と、こういうことになります。

財政調整基金が、平成19年度9億1,000万円でございます。平成22年度決算見込みで10億6,000万円でございます。これは、約1億5,000万円増加と、こういうことでございます。

その他の基金の合計が、平成19年度7億2,000万円でございます。平成

22年度決算見込額が9億2,000万円でございます。これが2億円増ということでございます。基金総計では、平成19年度対比平成22年度決算見込みでありますけれども、3億5,000万円増でございます。

一方、町債の残高でございますけれども、一般会計の残高が平成19年度69億円ございました。平成22年度決算見込み59億円でございます。これは、10億円少なくなったということでございます。

特別会計でございますけれども、平成19年度が56億6,000万円でございます。平成22年度決算見込みで54億円でございます。数字は「約」ということでございます。これは、2億6,000万円の減でございます。したがって、一般会計・特別会計合わせまして、残高が19年度対比12億6,000万円借金が減ということになりまして、この分は肩の荷が下りたという具合には言えません。

23年度予算で4億5,000万円を繰り入れさせていただきます。この数字がそのまま新年度末までいきますと、21年度水準ということになるわけでありましてけれども、やはり1つには早期に公債費を詰められるように繰上償還をしていくということと、先ほど申し上げました内容を中心に、収入の確保というのでしょうか、取り組みをできる限り早期にやってまいると、こういうことでございます。

それと、私は先ほども言いましたように、二度手間ではないと思っております。やはりこういったことをやらせていただくということにつきましては、町民の皆さん、あるいはできる限り多くの方にご理解をいただいて、そして、関係の委員会の皆さんに十分にご議論をいただく。そして、そのやらねばならない項目をできる限り多くの方に共有していただいて進めていく、これが一番ご理解を得て協力を得られるものではないかなという具合に考えているところでございます。今後もその方法で進めてまいりたいという具合に思っております。

それから、各公共料金の設定の中で、これはちょっと安いのではないか、あるいはこれは現実味がないのではないかなというようなご指摘でございますけれども、公共料金設定にあたりましては、これまたいろいろと各関係の皆さんでご議論をいただいて決めさせていただいているところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 1番、蔵口議員。

○1番（蔵口嘉寿男） 再度お尋ねいたします。

私、第1問に質問いたしましたのは、そういう財政的な数字ではなしに、町長自らが財政改革に向けた熱意であるとか基本姿勢を、トップとして明確に今までされていなかったのではないかということで、それをどういうふうなことでやってこられたのかということを示していただきたいということを申し上げましたので、再度そのことについてお尋ねをいたします。

それから、2番目に質問いたしました行財政改革推進委員会に諮るまでに、もう既に事業仕分けを行って、財政健全化プランを立てていたのに、わざわざその項目をあげて行財政推進委員会に諮られているのはおかしいと。それならば、トップの姿勢でやられていたらいいのではないかなということをお伺いしておりますので、そのことが必要ということは、どうも、22年度にやられてないのに23年度にやられたということがおかしいということをお伺いしておりますので、その点についても再度お尋ねしたいと思います。

それから、土地の使用料については町長の決裁でございますし、それは委員会に諮って決めるものではなしに、既にそれは決裁されてその金額で長期間貸し出すということになっておりますので、そのことについてもう一度お尋ねしたいと思います。

もう1つ最後には、今後の見通しについて、9項目をあげて説明されましたが、この金額は何年にどれだけの金額をするのかという数字をお示しいただきたいと思っております。以上、お伺いします。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） まず、最後の数字でございますけども、これからの取り組み事項でございますので、1つひとつ具体的に目標を立てていき、数字設定をしていく。このことにつきましては、またしかるべき時にご報告をさせていただきたいと存じます。

私は、トップとしてのその姿勢の示し方がということでございますけども、まず職員の中に意識改革をすることが第一だと考えまして、私の民間的な感覚は、決めたら実行しないとイケないと。先ほど申し上げましたように、過去に非常に立派な行財政改革プランを立ててあったのを、この前の委員会でも皆さんにお話ししたとおりであります。決めたらやはり実行する。そして、出来るところからでも取りかかっていく。こういったことでやっていけないとイケない。この姿勢を意識改革として職員に何回も何回も伝えてきて現在に至っているということでございます。

それと、行財政改革推進委員会の審議についてのことでございますけれども、就任させていただいて、その次の年は確か職員による行財政改革のプロジェクトチームでいろいろと事業の見直しをやっていただきました。たくさんある事業の中で、見直し・廃止、それとやり方の工夫、そういったことでの答えとございますか、審議内容の報告を受け、その中で取り組むべき事項を、その時は住民の皆さんへの説明でやらせていただいて、実行に移させていただいたという経緯がございます。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） ただいま町長の方から、財政の健全化に向けました行財政改革推進委員会等への協議の回答があったわけでございますが、私の方から少し経緯につきまして補足をさせていただきます。

22年度からの予算に向けまして、財政の健全化に取り組むというふうなことで、その計画を3月の定例会に提案をさせていただきました。そして、一般質問の中で、当初、我々は、議員ご承知のとおり内部の検討委員会でもちまして、我々の実施いたします事業につきまして見直しをさせていただきました。そしてそれを町長の方へ提言をいたしまして、22年度の計画を取り決めさせていただいたというふうなことでございます。

そして、その中でまた23年度につきましても一定、扶助費等の見直しを行うというふうな提案もさせていただきました。そういった時に一般質問の中で、内部だけの検討ではなく、住民さん等を交えた検討をというふうなご意見も頂戴をいたしましたので、23年度の取り組みをいたします扶助費等の所得制限の導入につきましては、特に住民の皆様方にも影響を及ぼすというふうなことでございますので、住民皆さんからのご意見を行財政改革推進委員会を開催をいたしまして頂戴いたしましたというふうなところでございますので、よろしく願いいたします。以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 小西産業建設主監。

○産業建設主監（小西久次） 法定外公共物の使用料金でございます。このことにつきましては、町長の方から答弁があったとおりでございますけれども、駐車場として法定外公共物の部分を使用しているのは、物件については1万5,811㎡でございます。そのものにつきましては、当然、もともと雑地でございましたので、凹凸がございます。そういう部分におきまして、特に整地の面、通常ですと町が整地工事する場合は、町が造成して、そして使用料をいただくという

手筈になっております。けれども、今回、事業者に対してすべて整地等も事業者等でやっていただいて、そして借地していただくということでございます。

そういうようなところから、諸費用を鑑みまして、そして、町長が申されましたように決裁をいただきまして、1㎡100円ということで使用を22年度から、今年度23年度も100円ということで使用料を設定しているものでございます。

質問にございました10いくらというのは、私ども……、

(「普通財産の臨時駐車場に貸してあるもの」との蔵口議員の発言あり)

その数字につきましては、今、私どもが把握しているのは100円ということまでしておりますので、予算もそのように見させていただいておりますし、前年もそういうことで見させていただいたところがございます。以上でございます。

(「普通財産で貸してあるでしょう、法定外公共物以外で。」との蔵口議員の発言あり)

○議長（寺島健一） この際申し上げます。ここで午後1時40分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後1時30分

再開 午後1時40分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 蔵口議員の質問にお答えをいたします。

蔵口議員の方から、㎡当たり12円というふうな数字のご指摘をいただいたわけですが、確認いたしましたところ、すべての普通財産につきましては㎡当たり100円で貸し付けをいたしております。須恵の町有地、薬師の配水池の北側、そして配水池の入り口というふうなところで、3か所の普通財産につきまして㎡当たり100円という形で契約をさせていただいておりますので、お答えさせていただきます。

(「アウトレットは？あとから貸した分。」との蔵口議員の発言あり)

お答えをさせていただきます。アウトレット駐車場のことでしょうか、すべて一応アウトレットの関係につきましては、㎡当たり100円という形で統一をさせていただいております。

○議長（寺島健一） 次、6番、山添勝之議員。

○6番（山添勝之） 新学習指導要領。小学校からの外国語活動に携わる教師につい

て。

平成23年4月から始まる小学校からの外国語活動については、新聞等多くのメディアで報道されており、関心度の高さを窺い知ることができます。しかしながら、その内容は方針・目的といった学習指導要領の解説部分が主で、教師サイドの問題点については、ほとんど報道はありません。

ある教師の集いにおいて、その外国語活動（英語教育）を任されることになる教師の70%以上が「英語を教える自信がない、不安だ」と訴えております。そのため、多くの場合ALT任せが大半であり、その方との打ち合わせも不十分との報告がされております。

それは当然のことでありましょう。彼らのほとんどが教えるための英語学習をしてきたわけでもなく、ましてや小学生という、英語に対する白紙状態にある多くの子どもたちに教えるわけですから、その責任たるや重大なものがあります。校内研修や外国人等の講師を招いて1日・2日の勉強会を行っても、即座に英語力や教え方が上達するわけではありません。

そこでお訊ねします。竜王町での小学校の外国語活動の取り組み活動方針、方向性を伺います。契約ALTの人員と年間授業回数、その活動についてお訊ねします。小学校外国語活動の導入により、中1ギャップが懸念されます。その対応についてお伺いいたします。

○議長（寺島健一） 富長学務課長。

○学務課長（富長宗生） 山添勝之議員の「小学校から外国語活動に携わる教師について」にお答えいたします。

議員ご高承のとおり、平成23年4月から小学校において新しい学習指導要領に基づいた教育課程を全面実施し、小学校5・6年生においては、外国語活動を実施することとなっています。

中央教育審議会では外国語活動の導入の理由について、①社会や経済のグローバル化が急速に進む中、異なる文化の共存や持続可能な発展に向けた国際協力の必要があり、学校教育において外国語教育の充実が課題であること。②我が国においては、これまで中学校で始まることとなっていたが、中学校外国語科では、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの4技能を一度に取り扱うことになり、指導の難しさが指摘され、むしろ簡単なあいさつや自己紹介などは小学校段階での活動こそがふさわしいと考えられること。③これまでも小学校段階では、英語活動を総合的な学習の時間を活用して、実施してきた経緯もあったこと。④そこ

で、教育の機会均等や中学校との円滑な接続等の観点から、高学年において一定の授業時間を確保する一方で、教科とは位置づけのない外国語活動とした。加えて、中学校外国語科では原則として英語を履修することから、小学校外国語活動においても英語を取り扱うことを原則とした、としています。

そのうえで、学習指導要領では、外国語活動の目標を「外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う」としています。

なお、議員が懸念されている小学校教員の70%以上が「自信がない、不安だ」と訴えていることに関しましては、文部科学省は平成21年度から、「英語ノート」および指導書、「英語ノートCD」を作成し、全国の小学校に配布する中で、共通教材として指導するよう対策を講じてきました。

そこでまず、議員お尋ねの「竜王町での外国語活動の取り組み活動方針と方向性」についてでございますが、竜王町教育委員会としましては、導入された経緯や目標の達成に向け、これまでも積極的に取り組んできましたし、これからも教育行政基本方針における重点施策として取り組んでいく所存です。特に平成23年度は中学生国際交流団の派遣の年でもありますし、この機会を捉え、小中学生英語暗誦大会の開催をはじめ、中学生の英語検定受検者数60%を数値目標に掲げ、小学校外国語活動を含めた外国語教育全体の推進に取り組む所存であります。

これまで本町においては、外国語活動の円滑な導入に向け、平成21年度には、文部科学省から「外国語活動における教材の効果的な活用及び評価の在り方等に関する実践研究事業」の委託を受け、竜王小学校において実践的な研究を進めてきました。そして、今年度におきましても、滋賀県教育委員会から「外国語活動スプレッド事業」実践研究校の指定を受け、計画的な導入に努めてきました。

この2年間の研究において、特に本町がめざしたのは、「学級担任が中心に取り組む外国語活動」です。2年間の研究発表大会における授業公開でも、もちろんALTやJTE（日本人英語講師）と学級担任がT・T（ティーム・ティーチング）で進める授業も公開しましたが、学級担任が1人で進める外国語活動についてをメインに授業を公開してきました。現在のところは、英語を比較的得意とする教員が研究の中心として取り組んできましたが、2年間の研究で蓄積してきた教材や指導方法等の成果を、他の教員へも拡大していく方針です。

また、竜王西小学校においても町費で同一のJTEを配置していることから、

2 小学校が足並みを揃えながら取り組んでいけるよう善処しています。

2 つ目の「契約 A L T の人員と年間授業回数や活動」について、お答えします。A L T については、1 名を中学校に配置しております。A L T が参加して中学校で行う授業は、中学校の学級数が 1 3 学級で、各学級週当たり 3 時間配当される英語科の授業のうち、週に 1 時間は授業に参加することとしていますので、週当たりの平均は 1 3 時間となります。また、中学校の授業以外に、月曜日午前中に竜王西小学校 3 時間、金曜日午前中に竜王小学校に 2 時間の派遣をしています。また、クリスマス会など臨時に幼稚園に出向いて活動する場合があります。これらの時間を合計しますと、週当たり 1 8 時間となります。年間 3 5 週として、計年間約 6 3 0 時間となります。

しかし、A L T の活動は授業だけではなく、異文化紹介コーナーを設置したり、特別活動や部活動の指導にも参加するなど、授業以外にも積極的に参加し、日常的な学校生活においても教職員の 1 人として同様の職務を果たしていることをつけ加えさせていただきます。また、議員ご指摘のとおり、各授業ごとの教員との事前打ち合わせの時間も活動のひとつとなります。

なお、小学校外国語活動をより推進できるよう J T E（日本人英語講師）を配置しています。竜王小学校においては、県費の社会人講師枠を活用、竜王西小学校においては町費で配置しています。配置した J T E は同一人物ですので、小学校外国語活動の定着をめざし、学級担任とともに中心的に取り組めるようにしています。J T E は竜王小学校で週 4 時間、竜王西小学校で週 3 時間の計 7 時間を 3 5 週ですから、年間 2 4 5 時間授業に入ることとなります。

3 つ目のご指摘の「小学校外国語活動の導入により中 1 ギャップが懸念されること、その対応」についてお答えします。先ほども述べましたように、小学校外国語活動の導入の理由として、中学校外国語科では、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの 4 技能を一度に取り扱うことになり、指導の難しさが指摘され、むしろ簡単なあいさつや自己紹介などは小学校段階での活動こそがふさわしいと考えられることと説明させていただきました。そう考えると、小学校外国語活動はむしろ中 1 ギャップを埋めるために導入されたと考えています。

なお、本町においては、これまでの 2 年間の研究の成果をさらに深めるべく、次年度から 2 年間、滋賀県教育委員会の「外国語教育プロモート事業」の指定を受け、竜王小学校と竜王中学校を実践研究校とする予定です。この研究は、小学校外国語活動から中学校英語科への円滑な移行、小中連携に重点を置いた研究と

なります。議員がご懸念されるような事態にならないよう、本町としてはこれからも計画的に推進していく所存であります。以上、山添議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 6番、山添議員。

○6番（山添勝之） 富長課長の最後の言葉で、大変、教育委員会として同じように関心を持って進めているということは確かに窺い知ることができましたけれども、私が質問していることにおいて、ある教師のつどいにおいてそういう言葉が70%ということは、やはり小学生に教えていくということの大切さだと思うのです。

実は私の知人で、京都の方で英語堪能、そして長いこと英語圏内にお住まいで、今は日本においでなんです。その方から聞いた話によりますと、私がもし小学校の先生になってくれと言われたら、私は断ると。自信がないと言う。やはり先ほどと同じで。ところがその方は、大学でも教えている、それからその他コミュニティの場でもすべていろいろな方に対して教えておられるわけなんですけれども、「小学生に関してはちょっとねえ」ということでございました。英語堪能だから先生になれるというわけではないと思うのですけれども、一番大事な小学生のころですから、人間性も大事だろうというふうに思うわけなんですけれども、すべてが担任でございますから、すべて担当の児童を把握されると思っていますけれども、その辺も含めてやはりもっと、一般論として大事なことかなと思っていますので、竜王町はどうですかという話を聞いておるわけなんです。

それとあと、JTEの話で、この方は教師の資格をお持ちなのかどうか。日本の方ですよね。その辺もう一度お聞きしたいのと、再度、本当に今、竜王西小学校あるいは竜王小学校を含めて、5・6年生の担当の先生方が、本当に自信を持っておられるのか。再度お聞きしたいと思います。

○議長（寺島健一） 富長学務課長。

○学務課長（富長宗生） 山添議員さんの再質問にお答えいたします。

小学校外国語活動で授業を展開するのは、今申しましたALTやJTEの方々ではございません。あくまでも授業を行うのは担任が行う。そのメリットは、どれだけ英語が堪能であったとしても、小学校5年生・6年生段階の子どもの様子を、あるいは担任の子どもたちの一人ひとりの具体的な様子を知っているわけではない。授業の展開そのものは、ほかの授業と同じようなものも当然含まれてくるわけです。黒板の表示の仕方、子どもたちを惹きつける魅力ある話し方、展開

の仕方、そういうふうなものは今まで培ってきた小学校の学級担任だからこそできる部分がございます。

ネイティブな英語の発音とか正しい英語の発音等については、J T Eの方やA L Tの方の発音を使わせてもらうということは必要になると思いますが、それはあくまでも補助的な立場で授業に入っていただくものでありまして、主はあくまでも小学校の担任が授業を行うというふうなものでございます。

先ほども申しました英語ノートのようなものに指導展開例が載っております。それをもとにしながら、自分のクラスの実態に合った授業展開を担当が考えて、ネイティブな発音とかを中心にA L TやJ T Eの方にお手伝いをしてもらっているというふうなことが外国語活動の展開の実際でございます。

先ほどご質問にありましたJ T Eの方が必ずしも小学校の免許を持っていなくても、社会人活用の中で入っていただくこともできますし、あるいは来年度からお願いする方については、小学校の免許を持っておられたと思っております。ただ、あくまでも授業を展開するのは、小学校のそれぞれの担任が展開を行う。A L TやJ T Eの方々は、あくまでも補助に入ってもらおうというふうな形で授業を考えております。以上でございます。

○議長（寺島健一） 6番、山添議員。

○6番（山添勝之） 今、もちろんA L Tは補助員というのは、それはそのまま訳してもそういうことでございますので、分かるのですけれど、竜王の場合、今、英語ノートというふうにおっしゃいました。ほかにも資料はいっぱいあると思うのですけれども、DVDとかいろいろやっていかれると思います。

ただ、私が言いたいのは、そういうものだけを使っての教育ならば、全国画一化された、確かに中1ギャップは少なくなるかも分からない。みんな同じレベルでやっているから。だけど、「らしさ」というものがないと思うのです。これはそちらから出た文書だったかな、分からないけれども、「そういう資料は使いません」と、「教師が自分の力で教えていきます」というところもあるみたいなんですよね。そういうものの考え方はどうでしょうか。再度言います。そういう資料だけに頼った、いわば今、富長課長がおっしゃいましたけれども、アシスタントですから、確かにメインではないわけで、分かるのですけれども、そういう資料だけを使った教育ではなしに、その先生の個性ある教え方、「私はこうやって教えていくのだ」というところを持っている先生が、私は出てほしいと思うのですけれども、やはりどうしてもそういう資料でもって、DVDとか、そのとおり

に見せて、あるいはそのとおりに教えてというふうにだけ今後もやっていかれようと思っておられるのか、最後の質問としてお答え願いたいと思います。

○議長（寺島健一） 富長学務課長。

○学務課長（富長宗生） 山添議員さんの再々質問にお答えいたします。

外国語活動そのものの目標が、このように書いてございます。「外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う」と。

今まで私も何回か小学校へ出向きまして、小学校の外国語活動の授業の様子を見てまいりました。子どもたちは喜んで、いきいきとした顔で授業に取り組んでいる姿が、私の頭には印象的に残っております。

もちろん、現段階では英語ノートやCD等の資料に頼らざるを得ない部分も当然あると思います。ただ、力のある、もともと英語の免許を持っている小学校の教師もおりますので、その者を中心として独自の、英語ノートに頼らない、あるいは英語ノートをさらに発展させた自分の独自の授業展開、目の前の子どもたちの実態に即した授業展開を進めていっている例も、少しずつですが見られているというふうに思っております。

ただ、まだ導入されて間もない、来年度から正式導入でございますので、現段階では英語ノート等の頼るべき資料に基づいて授業を展開していくというふうなことに、そのことで一定の学力の保障を見ていくというふうなことも大事ではないかな、そんなふうに考えております。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 岡谷教育長。

○教育長（岡谷ふさ子） 山添議員さんの再々質問に対しまして、私の方から簡単にお答えさせていただきます。

竜王の小学校におきましては、ここ2年間、県内の他の小学校に比べまして先進的に研究指定等受けまして、いろいろと取り組みを進めてまいりましたので、さまざまな実践活動事例につきましては、集積してございます。それらを全教職員が研究授業として学んできましたので、それらを基本にいたしまして、今後、自らのオリジナルの英語活動、小学校英語活動に取り組んで行けるものと考えております。大変前向きに捉えておりますので、そういう意味では今後の取り組みを期待しているところでございますので、今後ともご指導また授業参観等、できましたらよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○6番(山添勝之) 力強い言葉、ありがとうございました。よろしくお願いします。

○議長(寺島健一) 9番、岡山富男議員。

○9番(岡山富男) 平成23年第1回定例会一般質問で、私は5問の質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

まず最初に、「町内に巡回バスを」ということで質問させていただきます。このことに関しましては、一般質問で何回か質問させていただきましたが、再度質問させていただきます。

昨年に大型商業施設がオープンし、また、今年早々に平和堂フレンドマートがオープンし、役場を中心とした中心核(タウン)構想によるまちづくりができていますが、中心核に来る交通手段がないため住民さんからの不安の声も聞いております。23年度の予算にも計上されています公共交通対策費での使い方はどのように考えておられるのか、また、以前からあります公共交通推進協議会の存続はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長(寺島健一) 杼木政策推進課長。

○政策推進課長(杼木栄司) 岡山富男議員からの「町内に巡回バスを」のご質問にお答え申し上げます。

平成23年度当初予算における「公共交通対策費」に関わる予算といたしましては、総務費の企画費の公共交通機関対策費として、岡屋線の生活交通路線維持費補助金および八幡竜王線のコミュニティバス運行委託補助金について、1,647万5,000円を計上しております。また、土木費の都市計画費の都市再生整備費の中に、公共交通対策検討業務委託料として600万円を計上しております。

この委託業務は、まちづくり交付金事業において、原則的には、タウンセンターを中心とする竜王中央地区を範囲とする公共交通のあり方を検討し、運行実験を行うものであります。

あり方検討では、「公共交通にかかる現状調査・分析」「利用者ニーズの把握」「公共交通システム案の検討」「運行実験の実施方針の検討」「住民意識の醸成」を考えており、運行実験の実施方針を固めていく中で、まずは、タウンセンターに訪れやすい環境づくりとして、運行実験の実施を目標に進めてまいりたいと考えております。

また、公共交通対策協議会については、ご承知のとおり、JRバスの運行廃止を契機に、町内の乗合バス輸送等の生活交通の維持・確保にかかる協議調整を担

う協議会として、平成16年度に、町議会議員・区長・団体代表・関係行政機関職員・路線バス利用者の方々などで立ち上げられました。まずは、JRバス代替運行について協議が行われ、現在の八幡竜王線・コミュニティバス運行が方針づけられました。

あわせて、今後の公共交通のあり方として、そのコミュニティバスの再編や赤字路線バスの利用者の拡大に向けた啓発等のご意見をいただいております。当時も生活拠点づくり（いわゆるタウンセンター）とセットした公共交通の充実拡大のご意見もいただいているようでございます。

ご質問の協議会については、設置要綱は残しておりますが、かかる課題も大きく、効果的な方向を示し、ご協議いただく段階に至っておらず、現時点では委員委嘱を行ってはおおりません。ついては、前段にご回答申し上げました「公共交通対策検討業務」の中で、十分な調査分析を踏まえ、バス路線の拡充のみに限らず、様々な形態を工夫し、さらに、真に移動手段を必要とされる方への対応策として一定の方向性を見出せる段階において、当協議会も含め関係機関の皆さんとの協議を深めてまいりたいと考えております。以上、岡山議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 9番、岡山議員。

○9番（岡山富男） ありがとうございます。

特に役場中心をということ考えていただいているというのは分かるのですが、その具体策がまだこれから検討中ということなんですけど、特にその中でやはり竜王町、ある一定、寮をはずした中でいきますと、高齢化率がだいぶ高くなってくると思います。そうなってくると、徐々に車に乗られる方が少なくなってきたら、やはりバスの必要性が出てくると。それを巡回で回ってくるということですので、そこら辺が本当に含まれた中の検討をされるのかどうか、これが1つと、あと、先ほど協議会を進めていきたいと言われているけれども、23年度ではこの協議会の会議はされるのかどうか。これだけ質問したいと思います。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 岡山議員さんからの再質問2点について、お答えをさせていただきます。

まず、エリアの拡大、さらには対象者の範囲ということも含めまして、まずはまちづくり交付金事業の中で調査検討を十分踏まえまして、その中でもエリアの拡大、対象者の拡大ということも検討を進めてまいりたいと思います。

そういった中では、そういった検討段階におきまして新たな補助事業の活用等も含めまして、現在の課題でもありますし、また将来の課題でもありますので、積極的に取り組んでまいりたいと思います。具体的な手法等見出されましたら、ぜひともご協力、ご支援をお願いしたいと思います。

また、協議会につきましては、先ほども申しましたように、23年度の業務の中で様々な検討をする中で、一定の方向性を見出せる段階になりましたら、現在までの協議会も含めまして協議の場を持っていきたいと考えております。

現時点で、新年度の中には委員経費は見えておりませんが、そういった場面になりましたら、ご支援、ご協力をいただくこととなりますので、ぜひともよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（寺島健一） 次の質問をお願いします。9番、岡山富男議員。

○9番（岡山富男） 次、2問目ですけれども、第五次竜王町総合計画基本構想について、初年度の取り組みはということで、町内の人口増について。

第五次竜王町総合計画基本構想が制定され、初年度としていくつかの取り組みを計画されていますが、その中で特に町内の人口増についてということで、1つ目として、人口増への対策と地域の活力を高めることを目的とした特別枠として、平成23年度で1,000万円の予算計上はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

また2つ目として、ダイハツの寮・積水樹脂みゆき寮等を退寮された人を町内に定住していただくために、集合住宅・一戸建て住宅の優遇措置は考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 岡山富男議員の「第五次総合計画基本構想での初年度の取り組みは」のうち、人口増への対策と地域の活力を高めることを目的とした特別枠の平成23年度当初予算への計上事業についてのご質問にお答えいたします。

第五次竜王町総合計画基本構想をお認めいただき、平成23年度から計画期間がスタートすることとなっております。この基本構想では、本町の人口減少を抑制し、特に若い世代の増加をめざして、目標人口を1万4,000人と設定しております。また、この構想は、町民と行政が共有する協働のまちづくりに向けた計画となるよう、それぞれの自治会での地域力の向上を図ることも重要な課題であると認識しております。

このようなことから、平成23年度予算の編成にあたって、特認事業として定住人口増加、地域力向上に資する事業を特別枠として実施することとし、財政健全化の取り組みとあわせて、次の5つの事業について予算計上させていただいたところであります。

人口増加に向けた事業として、名神竜王インターチェンジ周辺町有地事業可能性調査業務委託300万円、定住化促進事業として地区計画の策定検討および空き家対策にかかる調査等業務150万円、町民と行政との協働によるまちづくり、地域力向上に向けた事業として、地道で心温まる活動を陰日向となりながら続けてこられた方を表彰するまちづくり活動表彰事業6万1,000円、協働のまちづくりに向けた第1段階となる職員の認識転換にかかる研修として協働のまちづくり事業30万円、各自治会での地域力向上に向けた地域コミュニティ計画をモデル的に策定するコミュニティ支援事業45万円を予算計上させていただいたところがございます。以上、岡山議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 村井建設水道課長。

○建設水道課長（村井耕一） 続きまして、2点目の「集合住宅・一戸建て住宅優遇措置は」のご質問についてお答えいたします。

竜王町の人口は、町内に立地する大手企業の社員寮があり、これらの寮に常に一定数ご入居いただいておりますことによりまして、ほぼ横ばいの状態で推移しております。これらの社員寮居住者分を除けば、本町の人口は減少傾向にあり、既存の集落においては、子どもの割合が減少し、高齢者の割合が高くなっております。

こうした中、ほぼ全域が市街化調整区域である本町において、平成19年度に都市計画マスタープランを策定することにより、土地利用、人口増、産業の活性化に向けた取り組みを進めてきました。

ご質問の社員寮居住者に定住していただくための住宅優遇措置につきましては、今のところありませんが、第五次竜王町総合計画基本構想にもあります定住人口の増をめざすための施策の一步として、平成23年度におきまして国土利用計画の見直しと都市計画マスタープランの見直しを行い、多くの方々に住んでいただくために今後検討してまいりたいと考えております。

さらに、町内における新たな住宅地の確保に向け、住民発議による地区計画の策定や、空き家等の活用促進に向けた施策の検討を行ってまいりたいと考えております。その中で調査研究を重ねていく課題であると考えておりますので、ご理

解賜わかりますようお願い申し上げます。以上、岡山議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 9番、岡山議員。

○9番（岡山富男） 特に2番目で、「今のところは考えてない、第五次で考えていく」ということなんですけど、見通しがなかったということで、残念という言葉しかないですね。

やはり、回答の中では一戸建てとか空き家とか、そういうことばかり言っておられるのですね。私は集合住宅をどうするのかと言っているのですよ。これをもっと考えてもらわなかったら、ダイハツの寮、25歳・26歳、この方がいきなり出てきて一戸建てを持てますかと言うのです。やはり集合住宅に入るというのがありますでしょう。積水の寮の皆さんもそうだと思いますよ。

まして、これから平成25年には県有地で工場が発進されるという計画を持っておられます。その時に一戸建てをどうですかと言っても、集合住宅はありませんかと言ったら、ここでまた逃げられますよね、町内から。まずそういうところを考えてくださいよ、もっと。これをどうするのかと。そのあとに一戸建てというのが出てくるのですよ。それが全然回答に入っていないのですよ。これはどうですか、質問させていただきます。

○議長（寺島健一） 村井建設水道課長。

○建設水道課長（村井耕一） 岡山議員さんの再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

23年度から第五次竜王町総合計画が始まるわけなんですけども、この中におきまして、23年度から都市計画マスタープランも見直しをさせていただく中におきまして、今日までなかなか市街化調整区域というような中で、集合住宅というの難しい部分がありました。

市街化区域においては一部、それぞれ条件等がある中で建設もできるということもございますけども、今後につきましてはこの部分も十分考えながら対応させていただきたいなど、このように思っております。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） この際申し上げます。ここで午後2時35分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時35分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問に移ってください。9番、岡山富男議員。

○9番（岡山富男） 3問目の質問をさせていただきます。

「定年後からの農業への取り組みは」ということで質問いたします。定年後から70歳までの方を農業に取り込むための具体的な手立ては考えているのか。また、大規模農家の安定を図っていくことを中心として、法人化に向けた組織の充実・拡充を図るための具体策は考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（寺島健一） 井口産業振興課長。

○産業振興課長（井口和人） 岡山富男議員の「定年後からの農業への取り組みは」のご質問にお答えします。

平成23年度から本格実施されます戸別所得補償制度では、国内の食糧自給率の向上と持続可能な農業経営により、国内農業の安定確保をめざしております。

竜王町におきましても、第五次竜王町総合計画基本構想におきまして、持続可能な農業経営のために大規模農家・農業生産法人の育成を進める一方、定年退職後の帰農者・新規就農者を取り込むこともめざしております。

定年退職後の帰農者・新規就農者においては、年間を通した農作業が可能となることから、収益性が高い施設園芸への誘導を考慮しており、国の規制仕分けでも取り上げられているように、最近の農業、特に施設栽培においては、従来のように土を使うのではなく、作業効率の向上と連作障害の回避が可能となる水耕栽培等が盛んに行われております。本町におきましても、関係機関の協力を得る中、町内JAの温室ハウスをお借りし、実証ほ場を設置し、帰農者・新規就農者を対象に、8人の方に新技術である省力化を図るための培地耕栽培を習得してもらい、地域で新たな施設園芸に取り組んでいただいておりますが、今後も女性や定年退職後の帰農者・新規就農者等の多様な担い手の育成を図るためにも、新たな仕組みづくりが必要と考えております。

また、政権交代による新たな政策であります農業者戸別所得補償制度は、交付単価が全国統一でありコスト低減をめざす大規模農家にとって有利な施策となっているとともに、地域ごとに特色ある取り組みに対する支援につきましては、今日まで進めております経営規模の大きな担い手農家に対して加算、新たに法人化された集落営農組織においては法人加算や税制面での優遇措置が講じられる予定であります。

現在、本町におきましては、農地の利用集積を図り、人的・機械的な農作業の

効率化を図りつつ、適地適作の実践による安定的な農業経営の実現と地域の農地を守る取り組みが集落営農を中心に実施されておりますが、集落営農が農業生産法人になった事例は竜王町では2集落しかなく、法人化はあまり進んでいない状況であります。これは、集落内の合意形成が整わないことや、めざす経営形態が見えてこないことに対する不安などによるものと思われませんが、本町といたしましては、人的・機械的な農作業の効率化等による経営の安定化を図るためにも、法人化を推進する必要があると考えております。

平成22年3月に農業委員会において実施されました「営農に関するアンケート」においては、「法人化はめざすべき」と考えられている農家は79%であるものの、法人化が進まない理由としては「地域にリーダーとなる人材がない」などが48%となっており、人材の育成・確保が求められております。

今後は、平成23年度に竜王町地域水田農業推進協議会から移行します竜王町地域農業再生協議会を中心に、収益性の高い魅力ある農業体系の確立に向けた集落営農リーダーづくりと、定年退職後の帰農者・新規就農者をも視野に入れた農業経営の基盤強化を柱とした支援を実施してまいりたいと考えております。以上、岡山議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 9番、岡山議員。

○9番（岡山富男） 特にこの対象者、それは町内に60歳から70歳の方、何人おられるのか、お伺いいたします。

特に5年前に特定農業団体が設置されて、それ以後、この5年間で法人化を進めるということをしてきたということになってきていると思います。これが今現在では2集落しかできてないということに関して、執行部としての法人化の取り組み、今まで何をされてきたのかなということをお伺いしたいと思います。

今後のことは、先ほど回答で聞いたのですけれども、今までされてきたこと、これは何をされてきたのか。なぜこれが2集落しかできなかったのかということをお伺いいたします。

○議長（寺島健一） 井口産業振興課長。

○産業振興課長（井口和人） 岡山議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

定年後の対象者60歳以上が何人おられるかというご質問でございますが、現在、60歳以上の方につきましては把握もさせていただいておられない状況でございます。特に農業者年金等いただいてもらう方につきましては、経営移譲の関係があることから、息子さんなりに経営移譲されているという形で、60歳以上の

方につきましてはそんなはないかと考えておるところでございます。

また、特定農業団体から5年間に法人化への取り組みに対して、今日までどのようなことをしてきたかということでございます。これにつきましては、今現在、2市2町で構成しております東近江の担い手協議会を中心とする中におきまして、農業サミット、また特定農業団体から法人化に向けての税制の相談会等、各特定農業団体を対象とする中においてご指導させていただき、地域また東近江地域を含めた中での勉強会、また研修会にも参加していただいているところでございます。

竜王町の単独といたしましては、今日までの経験を踏まえた中で、新たな法人化をされているところの地域の研修会に参加していただき、新たな法人化に進んでいただくように指導させていただいているところでございます。

以上、ご質問への回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 9番、岡山議員。

○9番（岡山富男） 他力本願したらだめだと思うのですよね。やはり竜王町として法人化を進めてくださいよと言っているのですから、今、特定農業団体の方ですとやっていて、これではだめですよと、今度は法人化の方へ進めていきますよと、第五次総合計画でもそういうように言っているはずなんですよ。やはりそちらの方へ進めていくために、今までも任期の5年間というのを言われているのですから、国もそうして言われていると思うのですよ。やはりそれをちゃんと持っていかないとだめだと。そのためになぜこれができなかったのですか。執行部としてはどういう努力をしたのですかと言っているのですよ。

今の2市2町の方からの、それを進めてと言っているのですけど、個別に各集落の地域のところへ行って、こういうことで、何が問題かというところまで吸い上げて、それに伴って、なぜできなかったのか、法人化ができなかったのか。それに伴って、あと対策としては何が必要か、それによって法人化ができますよとか、そういうことをちゃんと行ってもらわないと、何もこちらばかり言っていて、今の地域での問題点は何だったのかというのを教えてほしいと思うのですよ。それに伴って法人化できるかなというのがあると思いますので、その点どうなんでしょうか。

○議長（寺島健一） 井口産業振興課長。

○産業振興課長（井口和人） 岡山議員の法人化のできなかった理由の部分についてのご質問に、お答えさせていただきます。

法人化につきましては、地域において特定農業団体から法人化へ進むにつきましては、5年間の中におきまして法人化へ進むということになっておるわけですが、但書に、「地域での合意形成、また地域での意見等集約する中において、できなかった場合には5年間の延伸ができる」という形でなっておるところでございます。

これらを考える中におきまして、地域で担い手農家また認定農業者さん等の兼ね合いもあることから、地域で相談をしていただく中において、法人化へ進むものにつきまして検討会等もしていただいているところでございます。

行政といたしましても、先の農談会、昨年でございますが、戸別補償制度が始まる前でございますが、農談会等にも寄せていただく中におきまして、法人化への特例的なこともしゃべらせていただき、法人化への推進もさせていただいているところでございます。

今後においても、先ほども申しましたように、法人化というものは5年間あるわけでございますが、それに向けて推進等、また関係機関と協議する中において指導等させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたしまして、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。9番、岡山富男議員。

○9番（岡山富男） 次に、「町職員の専門性を」ということでお伺いします。

町職員が一定の仕事に携わる年数が短く、専門性を持った職員が少ないということです。能力開発できるような研修を受けてもらい、研修した人には評価できる制度を本格的に導入する内容はあるのか。また、県との人事派遣交流はされて一定の成果は出ていると思いますが、民間への派遣交流を考えているのか、お伺いいたします。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 岡山富男議員の「町職員の専門性を」についてのご質問にお答えいたします。

議員ご高承のとおり、1990年代以降の急速な地方分権社会の進展に伴い、地方自治体を取り巻く環境は急激な変化を見せ、自治体は自己決定・自己責任のもと高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応できる人材と、最小のコストで最大のサービスを将来にわたって安定的に提供できる組織体制が求められており、まさに分権を担う人材の育成と確保が急務であります。

自治体は、住民サービスの向上に資するため組織の活性化・効率化を図ること

が求められており、職員のモチベーションを最大限に引き出し、良質な行政サービスを適切なコストで提供し得る、有能な職員集団が求められています。「企業は人なり」と申しますが、自治体にとっても最大の財産は「人材」でありますし、住民に提供いたしますサービスは「人材」によってもたらされるものであります。また、「公務の質」は「人材の質」によるといっても過言ではありません。質の高いサービスを提供させていただくためには、職員の質の向上が必要であり、まさに人材育成が必要であることは周知の事実であります。

こうした中で、竜王町も平成19年3月に「竜王町人材育成基本方針」を改訂いたしました。この方針では、行政のプロとしての専門知識を備え、困難な課題にも果敢に立ち向かう意欲と能力を持ち、住民に信頼される職員を計画的に育成することをめざしており、その基本姿勢としては、1. 自律的な職員を育てる、2. 職員の意欲を引き出す職場環境をつくと掲げており、求められる職員像として、1. 豊かな人間性を有し前向きにチャレンジする職員、2. 住民の立場に立ちともに考え信頼される職員、3. 自己を高め組織を高める職員、4. 行政のプロとして常に知識と能力を発揮する職員と定めております。

これらの実現に向け、あらゆる方策により推進しているところでありますが、その1つには職員研修があります。職員研修については、外部研修では滋賀県市町村職員研修センターが主催される新任職員研修をはじめ現任研修・係長級職員研修・課長補佐級職員研修・課長級職員研修などの階層別研修のほか、例規担当職員研修・契約事務研修・税徴収事務研修などの実務専門研修が開催され、該当職員を研修に参加させております。そのほかには、全国市町村国際文化研修所や市町村職員中央研修所が開催される専門的能力向上のための研修プログラムに職員を派遣しております。

また、それぞれの所管においては、それぞれの業務にかかる資格の取得を要するもの、また専門知識を要するもの等については、資格取得のための研修の受講料や試験の受験費用、または専門研修の研修費用については、該当職員に対し職務命令を発令しつつ、公費で対応しているところであります。

なお、職員においては、職務にかかる自らの資質をより一層高めるために、自らの意思で学習機会に参加されている職員もございます。

ただ、現在、試行中ではございますが、人事考課制度におきまして「態度」「能力」「業績」により職員を考課することとしておりますが、研修の参加の回数によって評価をする等のことはいたしておりませんし、処遇に対しても配慮してお

りません。

また、議員ご指摘の「一定の仕事に携わる年数が短く専門性を持った職員が少ない」とのことですが、平成16年度から実施した竜王町行政改革集中改革プランにより、目標とする職員数を133名とし、それに向かって職員数を減らしてきました。こうした中で、各業務において複数職員による事務処理ができるだけの人員配置ができず、職員一人ひとりの経験と能力に委ねざるを得ないのは事実であります。

こうしたことから、先に申し上げました人材育成基本方針でも、若年層の職員については、職員の能力開発と適性の把握のため、ジョブローテーションにより3年程度の期間で職員異動を行うことも必要であるとされております。また、竜王町のような小さな自治体では、特定の職員が長期間にわたり業務を担当することは、職員が業務に精通し、他市町の職員に対し引けをとらないくらいの能力を高めていくことは確かではありますが、一方では少数の職員しかその業務のことが分からない等のこともあり、人事で不都合が生じることもございます。このことから、一定期間での異動も必要であると考えております。

また、職員派遣につきましては、現在、町からは滋賀県へ職員研修派遣を行い、県職員と席を並べ、県職員のそれぞれの業務に関して奥深い知識と経験から学び、職員の資質の向上を図っております。

また、滋賀県からの職員派遣につきましては、地方分権の流れの中で、平成19年度より順次、県から許認可事務が移譲され、市町がそれらの許認可事務にあたることとなってきており、このような事務に精通した県職員から学び、根拠となる法令等に対する造詣を深めること等を目的として実施しているところです。

また、企業誘致等の業務については、特に県と連携を密にし情報を共有する必要性があることなどから、窓口となる職員を県から派遣いただき、今日、三井アウトレットパークの誘致や雪国まいたけの事業開始等、大きな成果を上げております。

なお、派遣いただいた県職員から事業の進め方、関係機関等との折衝にかかるノウハウ等について、職員は身近に接して学ばせていただいております。今後も岡屋地先への企業誘致の取り組みや竜王インターチェンジ周辺の地域資源の活用等の重要課題もあることから、引き続き滋賀県との交流をお願いしているところでございます。

民間への職員の派遣につきましては、人材育成の面での効果が期待されるもの

ではございますが、そうした取り組みについては、都道府県や政令市等大きな自治体・組織での実施に限られてくると思いますし、竜王町のような限られた職員数の状況では、その有効性は認めるものの、現状においては、県や関係市町への派遣にとどまらざるを得ないものと考えております。以上、岡山議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 9番、岡山議員。

○9番（岡山富男） どうしても小さなまちでいくと難しいかなと思うのですが、2つだけお願いしておきます。

一定の職員の異動が必要ということで、専門職、いろいろな方に知ってもらうために異動は必要ですよというのはあるのですが、その中でその職員さんが、前も1回言ったことがあるのですが、今の現在の仕事がどれぐらいもう分かっているか、そして次の職員さんにまた教えるために人が必要になってきますよとか、異動したらもうそれで終わりですよではないと思うのです。いろいろなことを教えて、その場で教えることが必要になってきますので、何パーセント、この方がもうノウハウを持っていますかというのは、これは管理職としては必要なんですよ。この方は100%、この方は70%・50%と、だからこの方を今異動させることはできないですよとか、そういう計画性のこと、そういうものはノウハウで持っておられるのかどうか。そういうものはされているのかどうかをお伺いしたいのと、民間の方へ行くのは難しいということをおっしゃったのですが、町長は前の時に、確か私が質問させてもらった時に、今後はこれは考えるべきであるということも言われてたと思うのですよ。やはりそれを計画的に持っていきたいと、確か言われてるかなと思ったのです。だから、それに対して実施していただきたいと思うのです。町長はそういうように考えておられるのですから、やはりそういうことはもっと全体的に、民間の考え方を取り入れるということに関して、入れていきたいと町長は言っておられるのですから、それは入れるべきではないかなと思うのですけれども、それはどうなんでしょうか。2点お願いします。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 岡山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

職員の異動でございます。回答の中でも申し上げましたように、若い方等につきましては3年を目途にというような形で、より多くの職場を知っていただくというようなことにも努めております。でも、なかなかそのとおりにはいかないと

というのが、少ない人数で回っております本町にとりましては、難しいところもございませう。

ただ、人事考課の中で上司が職員との面談によりましていろいろ仕事の悩みとか、そういったものも聞かせていただいて、アドバイスをさせていただくというふうな機会は設けております。そういうような中で、やはり職員の状況を把握をいただきまして、そのあとまた、各課長へのヒアリングを総務の方でさせていただいております。そういった中でそれぞれの課の組織についての意見も聞かせていただいておりますので、それも人事異動の参考にさせていただいているというふうなところでございませう。

それと、職員同士のものにつきましてはOJTによりまして、それぞれが仕事を引き継ぐというふうな形をやっております。そしてまた民間派遣でございませう。申し上げましたように、民間派遣の効果というのは一定お認めをさせていただくわけですが、これも先ほどから申し上げておりますように、移譲事務等の国・県からの業務がおりてまいりますと、そういった業務にも精通をしていかななくてはならないということから、まずは県とかそういうところへ派遣をいたし、そしてまた専門研修に参加をさせ、そういった行政マンとしての技術を身につけるというところから取り組んでまいりたいというふうにご考えております。以上、岡山議員の質問への回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 岡山議員のご質問にお答えいたします。

異動を行うその理由と言いますか、考え方、これは課長が申し上げたとおりでございませう。ただ、私はいつも異動の時期に皆に伝えているのですけれども、異動によって役場としての力というのでしょうか、住民の皆さんへのサービス、そういったものが落ちてはならない。これがやはり我々がしっかりと認識していなければならない課題ではなかろうかなということでご伝えているところでございませう。

私のもとへは民間の研修のことを扱っているところから案内書などがまいります。見てみますと、これはちょっと勉強するに値するかなというものもたくさんございまして、その方向でやはりいかないといけないということは考えてはおります。ただ、毎日の仕事に追われている実態もございませう。そういった中で、先日、企業さんとの懇談会を行わせていただきました。企業の代表の皆さんからいただいたそのお言葉の中に、我々として学ばなければいけないこともたくさんござ

ございましたので、すぐそのあと、幹部、主監課長会議等で私は伝えて、またそれを職場の職員に伝えるようにということで指示もいたしました。

いずれにいたしましても、学ぶ機会はこちらにあるのではないかなということでございます。先ほど課長が言いましたように、自立と、自己啓発という言葉が出ましたけども、これもやはり職員にとって大事なことではなからうかなという具合に思いますので、皆様方の方からまたご指導もいただきたい、こういう具合に思うところであります。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 次の質問をお願いします。9番、岡山富男議員。

○9番（岡山富男） 次に、「学校給食のピーアールを」ということで質問いたします。

竜王町の学校給食の良さは、知事もよく知っておられます。以前、知事からも竜王の学校給食をもっとピーアールした方がよいと聞きました。今後この取り組みはどのようにされるのか、お伺いいたします。

○議長（寺島健一） 富長学務課長。

○学務課長（富長宗生） 岡山富男議員の「学校給食のピーアールを」のご質問にお答えいたします。

平成20年12月5日に、岡山議員ご指摘のとおり、嘉田滋賀県知事が竜王町の学校給食を視察に来られました。平成16年4月から実施しております地元米による炊飯器での炊き立てご飯給食の様子を視察に来られ、竜王中学校で子どもたちといっしょに試食いただきました。その際、この取り組みに感心され、「このような良い取り組みはもっとピーアールされた方がいいです」とのお褒めの言葉をいただいたと聞き及んでおります。

そのこともあり、翌年の平成21年4月から、週3日であった、これまでの「あったかご飯給食」を週4日に増やし、竜王町の学校給食の特色をより鮮明に打ち出したところであります。同年5月には、『食農教育』という冊子に「地元の炊き立てご飯を給食センターでやる炊飯器給食」というタイトルで稲作経営者研究会会長へのインタビュー記事が掲載されました。

この冊子に掲載されたことを契機に、平成21年度は8件、平成22年度は7件、米飯給食にかかる視察研修に全国から来られました。北は北海道の芦別市議会から南は九州の長崎県島原市議会などが訪問されました。1回の炊飯で30～40釜近くが業務用IH電気炊飯器で炊き上げられている様子を見られ、驚きと感銘を受けておられました。

滋賀県教育委員会が県内すべての保護者向けに発行している『教育しが』にも、平成21年5月に竜王町の教育が取り上げられた際、特色の一つとして学校給食を掲載いたしました。

その他にも、平成22年6月13日の『日本農業新聞』の日曜版に、「ほかほか学給に」という見出しで竜王町の学校給食が大きく取り上げられましたし、近畿農政局のホームページにも、米飯給食の推進事例として掲載されています。

町内に向けての啓発としましては、議員ご高承の通り、有線放送で昭和58年から現在まで毎朝、「おはようございます学校給食です」を放送しております。このようなピーアールが功を奏してか、竜王町の学校給食のことが最近徐々に知れ渡り、「竜王町の学校給食についての記事を読みました」とか、「竜王町の給食はおいしいとの評判ですね」と言ってくる方が増えてきたように感じています。

さて、今後のピーアールについてですが、給食センターは、昨年度から2年間、農林水産省指定の「学校給食地場農畜産物利用拡大推進事業」に取り組んでまいりました。その結果、地元産の食材を給食に利用する割合が大幅に増加し、昨年度の県産食材使用率は2位であり、今年度は、1月末段階で、お米を入れた地場産の重量ベースの割合は67%にもなりました。特に地場産の食材を活用した献立メニューを考え、月に一度、「ふるさと給食」として実施しています。今後は、この取組実績を本町の学校給食の大きな特徴として全面に打ち出し、ピーアールしていきたいと考えております。

また、この事業では、給食センターに納入されている地元の稲作農家や野菜農家の生産者の方に小学校に出向いていただき、生産から販売までの苦労話や給食の試食を児童といっしょにさせていただき、交流も深めてもらっています。このような取り組みについても今後継続し、広く内外に宣伝もしていきたいと考えます。

給食センターは、職員のノロウイルス感染の発生以後、衛生管理の点検の見直しと衛生改善の研修に一生懸命取り組んでまいりました。再び子どもたちに、学校給食は安心・安全であり、また、その給食の時間は、笑顔のあふれる楽しみの時間として再度認められるよう、職員一丸となって業務に精励いたしますので、議員におかれましては、今後ともご指導賜わりますようよろしくお願いいたします。以上、岡山議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 9番、岡山議員。

○9番（岡山富男） ありがとうございます。いろいろなピーアールもしていただい

ているのですけども、1点だけ、前の時に赤佐次長の方から「学校給食甲子園」にも、また参加もしていきたいという話を言われたと思うのですけれども、これだけされているのであれば、これにも参加して竜王町の良さをもっともっとアピールしてもらいたいなと思うのですけれども、こういうものには参加は考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（寺島健一） 富長学務課長。

○学務課長（富長宗生） 岡山議員さんの再質問にお答えいたします。

全国学校給食甲子園というものがございます。機会があれば、今後、その催しに申し込みをしたいというふうに考えてもおります。この催しは、調べてみますと、過去5回開催されています。「地場産物を活かした我が校の自慢料理」と題して、東京の女子栄養大学駒込キャンパスで実施されているそうです。「甲子園」という名前のおり、第1次・第2次・第3次予選というものを突破して、初めて決勝大会にブロック代表として出場できるものであるというふうになっているそうです。文字どおり野球の甲子園と同じであるというふうなものでございます。

応募条件は、献立が決勝大会実施日の前日までに学校給食として提供をしたことがあるもの、文科省の学校給食摂取基準に準じていること、地場産物を利用し、その特色を活かした献立であること、食育の生きた教材として活用されていること、小・中の栄養量や分量が適正であること、子どもたちが喜び郷土愛を育む献立であること、などだそうです。

今後は、このような全国学校給食甲子園に機会があれば応募していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（寺島健一） 次に、11番、大橋弘議員。

○11番（大橋 弘） 私は、防災情報システムの整備について、お尋ねをいたします。

竜王町の防災情報システムは有線放送のページング放送と屋外トランペット放送であります。近年、携帯電話の普及等により有線放送を脱退される家庭が増えております。現在、有線放送の加入率は59%と聞いております。近い将来、阪神・淡路大震災級の南海・東南海地震が発生するとも言われております。先日も東日本大震災によりまして、多くの犠牲者と甚大な被害が発生しました。亡くなられた方々のご冥福と、一日も早い復興を願うものでございます。

また、本町は日野川・祖父川など多くの天井川を抱えており、過去には弓削地

先等で大きな水害も発生いたしております。幸い、竜王町では近年大きな災害は発生しておりませんが、地球温暖化の影響により各地で突発的な集中豪雨により堤防が決壊し、尊い人命や財産に大きな被害が発生しています。こうした自然災害はいつどこで発生するかも分かりません。竜王町には立派な地域防災計画がありますが、災害時における緊急情報連絡システムである有線放送の加入率が59%と低い中で、住民の生命と財産が守れるのか不安でなりません。

そこで、災害時における防災情報システムの整備について、当局はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（寺島健一） 若井生活安全課長。

○生活安全課長（若井政彦） 大橋弘議員の「防災情報システムの整備について」にお答えいたします。

未曾有の大地震、東北地方太平洋沖地震によって発生した大津波は甚大な被害をもたらし、その光景を目の当たりにし、自然の驚異に言葉もございませんでした。

近年、甚大な被害を伴う大規模地震やゲリラ豪雨など自然災害の発生が懸念されており、現に、地震による津波、記録的な豪雨や豪雪、そしてまた今も緊張が続く新燃岳の噴火など、避難準備情報などが発信されているところでございますが、これらは災害による被害を最小限に食い止める「減災」といった考え方が重要であり、日常からの備えが必要となっております。そのためにも、関係する情報の伝達や提供は最も重要であります。

本町では、幸いにして大きな災害など今日まで発生いたしておりませんが、洪水ハザードマップや地震ハザードマップを作成し、警戒・啓発情報として活用をいただいているところでございます。

また町内には、2カ所ではありますが、県において設置をされましたシスパッド電光掲示板による雨量情報・災害情報の広報を行っているところでございます。さらに、議員仰せのとおり、本町では台風や災害時の緊急情報などについては、その伝達手段を有線放送に依拠しているところでございます。

有線放送では、昭和55年からページング放送を開始されました。昭和57年に各自治区で屋外放送施設、今日のトランペット放送の設置が進む中で、未加入の方へも緊急放送や告知放送ができるようにと、屋外トランペット放送を開始され、今日、町といたしましても緊急情報を屋内・屋外へとこれらの施設を活用させていただき発信をしているところでございます。

しかしながら、ご指摘のように有線放送を脱退される家庭が増加していることなどから、有線放送の加入率が60%を割るという情報提供の環境となっています。とはいえ、住民が等しく情報が得られるようにしてまいらないといけないと考えているところでございます。

そうしたことから、これまでからも課題となっております地域防災情報システムの整備が重要となっており、今次の第五次竜王町総合計画に掲げるとともに、行政としても様々な情報の発信において有線放送に期待するところも大きいものがあり、防災情報システムの整備について、確実に素早く情報が伝達でき、住民が享受できる情報に格差が生じることのないよう、現在、様々な面から検討すべく協議機関等を設け検討していくこととしておりますので、ご理解賜われますようお願い申し上げます、大橋議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、大橋議員。

○11番（大橋 弘） 竜王町には5つの集落の新興住宅地がございます。この新興住宅地の有線の加入率が4%と、特に低く、また、トランペット放送が設置されていない地区もあるように聞いております。また、トランペット放送は各地区に1か所で、少し離れば聞こえないなどとの苦情も出ております。また、トランペット放送が故障している地区もあるようでございます。

このトランペット放送を修理しようとする、1か所約8万円程度かかるようでございますが、その修理代金はすべて地元が負担しなければならないと、こんなようなことも聞いております。トランペット放送は防災情報システムであり、地域ではあまり必要がないので、故障したままになっている地区もあるようでございます。

そこで、4点ほどお伺いをしたいと思います。有線の加入率が4%と特に低い新興住宅地への緊急情報伝達方法について、2つ目として、トランペット放送が設置されていない地区への対応について、3つ目として、トランペット放送が聞こえにくいところへの対応について、4つ目として、トランペット放送の新設および修理の全額を地元が負担しなければならないことについて、町はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（寺島健一） 若井生活安全課長。

○生活安全課長（若井政彦） 大橋議員の再質問にお答えをいたします。4点ほどについてご質問をいただきました。

第1点目に有線放送の加入率が特に低い地域、新興住宅地ということでご指摘いただいておりますが、そうした地域への緊急情報の伝達方法について、第2点目にトランペット放送が設置されていない地域の対応について、第3点目にトランペット放送が聞こえにくいところへの対応について、第4点目にトランペット放送の新設や修理の地元負担について、町はどう考えているのかであったかと存じます。関連をいたしますので、4点を通してお答えをさせていただきたいと思っております。

現在、32地区のうち1地区を除きトランペット放送が設置をされています。新興住宅地にも設置をされており、中にはスピーカーを増設し放送が隔々に行きわたるよう対応されている地区もあります。また、トランペット放送のないところには、隣接する地域がスピーカーの方向を調整しながら情報提供に配慮するなど、地域連携も図られています。

トランペット放送は、昭和57年度に既設の屋外放送施設を持っておられた自治区を参考に、各地域で屋外放送施設の設置が進み、当時のコミュニティツールとして利活用されてきたもので、そこに本町における唯一の情報発信機能として防災等緊急情報を発信してきた経過があります。

本町には、各地域に自主防災組織が存在します。日ごろから防災・防犯などの様々な訓練の実施や啓発などに取り組んでいただいておりますが、それらの取り組みを通してページング放送やトランペット放送の活用も工夫をいただいております。

こうして、「自らの地域は自らが守る」を基本に地域での防災意識が高まる中、自ら考え自ら行うまちづくり事業を活用してトランペット放送を新設された地域もあります。決して、これで万全であるとは考えておりません。こうした地域の取り組みに甘んじることなく、住民が確実に情報を享受でき、安心・安全が実践できるまちづくりとなるよう、防災情報システムの整備に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご指導を賜わりますようお願い申し上げます、大橋議員の再質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、大橋議員。

○11番（大橋 弘） ただいま若井課長の方から、いくつかの質問等に答弁をいただいたわけでございます。町内の防災情報システムは、有線のトランペットとページング放送だと、こういうことでございますが、ただいまの答弁の中では、第五次総合計画の中で整備計画について掲げていると、こういうことで、確実に早

急に情報が伝達できるように、様々な角度・面から検討する協議機関を設置していくと、こういうような力強い回答をただいまいただいたところでございます。

また、各地域におきましては自主防災組織が確かにございます。しかしながら、こういった自主防災組織は行政主導型で進められているのが現状でございます。万一の災害時に情報伝達機能が不備であったと、こういうようなことから被害が拡大したというようなことのないように、早急に、ただいま申し上げられました協議機関を設置していただきまして、1日も早くこの情報システムの整備が進めていただけますように強く要望をいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 次に、7番、菱田三男議員。

○7番（菱田三男） 私は、町民の願いである内発型の活性化施策について、質問を行います。

平成32年度を目標とする第五次竜王町総合計画基本構想が策定され、過日の臨時会で可決されましたが、「緑と文化の町」を継承しながら新たな時代を切り拓く施策を展開するとしています。

しかし、今までの町政を振り返ると、ダイハツ工業株からの税収に大きく依存したまちづくりであり、依然として地元産業の大きな発展は見受けられず、昨年オープンした三井アウトレットパークなどの明るい材料はあるものの、外部要因による開発であります。目まぐるしく変動する日本経済に大きく影響を受けやすく、決して永久的に安泰とは言えません。

一方、若者が実家の近くに住宅を建てたくても建てられない、事業をおこしたい、店を開きたいが開けないから、仕方なく町外へ出て行くという生の声をよく聞きます。こういったことが、若者が町外へ離れ、働き手が減り、高齢化が一段と進む大きな要因であると思います。

こうした今までの受け身的な行政ではなく、町内でやる気のある人が意欲を持って事業に取り組める、夢のある内発型の活性化施策を早急に打ち立てないと、ますます竜王町の産業や行政規模は縮小する一方だと思えます。これらの具体的な打開策について、お尋ねをいたします。以上です。

○議長（寺島健一） 小西産業建設主監。

○産業建設主監（小西久次） 菱田三男議員さんの「町民の願いである内発型の活性化施策について」のご質問にお答えいたします。

議員ご高承のとおり、本町の都市計画区域は、昭和35年10月22日に全町

域を対象として、また、昭和48年5月1日に近江八幡八日市都市計画区域として決定し、昭和48年12月28日には市街化区域と市街化調整区域を決定したものであります。

また、一方、農業振興地域の整備に関する法律により昭和46年に竜王町農業振興地域整備計画の策定を行い、昭和50年より集落周辺の家の軒下から県道周辺まで全町ほ場整備により農地の基盤整備に取り組んできたところであります。

当時は、優良農地の確保と米づくりを主体に、食糧増産および農業の生産性向上を図るために、また、町の税込・雇用確保に向けた工業生産増のために、工業専用地域の指定を行い、守るべき土地・開発すべき土地の仕分けをすることにより、まちづくりに取り組んできたところであります。このことにより、現在の町が形成できていると考えております。

昭和48年には、本町における市街化区域は山之上と鏡地先の約20haの工業専用地域のみで、あとはすべて市街化調整区域でありましたが、昭和57年・平成3年・平成5年・平成11年・平成16年、それと本年5月に予定の6回の都市計画の見直しにより、住居地域・近隣商業地域・工業地域・工業専用地域として321.7haと、計画の変更をしてきております。

市街化区域においては、開発等順に進めてはきておりますが、市街化調整区域（特に集落周辺および優良農地）におきましては、都市計画法上制限があり、開発等許認可ができていく状況となっております。最近では、産業構造の変革と社会の変化により、また、人口減の状況が生まれてきておりまして、町としてはその歯止めに向けた取り組みが施策的に必要であると考えております。このことから、町では平成19年度に国土利用計画の見直し、都市計画マスタープランを策定してきたところです。

また、市街化調整区域においては商業地域・住居地域の地区計画を定めさせていただき、商業地においては完成したところです。

議員のご質問にありますように、いろいろな会合に出席させていただきますと、竜王町では「農業者以外に集落周辺に住宅の分家ができない」とか「店・事業をしたくてもできない」ということで町外に建築し住まわれる、また、事業地を求めて出て行くということをお聞きするのも現実であります。地区計画も時間がかかり、それ以外の手法等、市街化調整区域ではできないのかということですが、国では、竜王町のような都市計画区域において、建築物の建築を目的として行う土地の区画形質の変更である開発行為について原則禁止として、その区域

区分を担保する目的として、都市計画法の開発許可制度が創設されております。滋賀県では、平成15年度から県条例に基づきこの開発許可制度を運用されているところです。

例えば、都市計画法第34条第14号の許可基準として、「開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ市街化区域内において行うことが困難または著しく不相当と認められるもので、県の開発審査会の議を経たもの」である一定の基準に該当するもの、具体的には、例えば10年間竜王町に住む世帯で、親等の所有する土地に、結婚・転勤等により、その所帯が分家し住宅を建てたい場合には、500㎡以内においてできる場合等があります。ただし、建築基準法は別であります。

町としては法律を遵守することは当然であります。このように、一例ではあるものの、可能な場合・不可能な場合といろいろな条件に左右されるケースがありますので、窓口で相談していただきたく、議員皆様方からも周知のほどご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

町としては、第五次竜王町総合計画基本構想の中で目標人口を1万4,000人と定めており、この実現に向けて施策的に取り組んでまいりたいと考えております。新年度におきましては、第5次の土地利用の方針を踏まえつつ第6次国土利用計画の策定を行い、都市計画マスタープランの見直し業務を進めていきます。さらに、住民発議による集落周辺の地区計画の策定、空き家対策に向けた調査等について進めていきたいと考えております。

先に答弁しましたように、開発許可制度の基準等についても、住民の皆さんにご理解いただくよう窓口対応したく考えておりますので、議員皆様方のご協力をお願い申し上げ、菱田議員さんのご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 7番、菱田議員。

○7番（菱田三男） 今、小西産業建設主監が答弁をしていただいたのですが、よく分かるのです。私も各委員会で絶えずこういうことをずっと言い続けてきたもので、無理というか、大変、法的に難しいと。都市計画法・農地法、いろいろあるということは今日まで聞いてきました。

ただ、法的に難しいというのは分かるのですけれども、私が言いたいのは、先ほど来説明を聞いて、土地改良、昭和50年とか昭和48年に市街化のことをしたと。そうするともうかなり、20年・30年・40年ですか、そんなに前のもので今日現在来ているわけです。

私の言いたいのは、私が感じるのは、都市計画というのは、やはり若い者が、先ほど言ったように、夢を持って竜王町でがんばっていかうというのが、町として、行政として都市計画を立てるといことだと、私はそう思っているのです。それが、今の小西産業建設主監が言う、何十年前、そんな時のことを、それはどうしてもその時の先輩議員もずっといてくださったか知らないけど、その時のことがいまだ、努力はしていますと、そしてある一定光が見えた、10年間住んでいたら500㎡とか言ってくださいました。それは素晴らしい、これからがんばってもらわないといけない。私が言いたいのは、もう何十年も前のことをまだ引き続いて、これは法的に仕方がないと言われたらそれまでだけでも、言いたいの「なんでや」と、行政の人は「そうです」と言われたらもうどうしようもないけど、私の考えは「なんで何十年前からそのままや」と、これが1点聞きたいのです。難しいかも知れないけど。

それともう1点、町民憲章、これはもう皆さん絶えず、何かあった時は皆さんいっしょに言うのですけども、5項目に「若い力を育て、夢と希望にあふれるまちをつくりましょう」とうたっていますね。憲章というのは私から解釈すると、憲法かなと、ちょっと失礼かも知れないけども、それぐらい思っているのです。まして、この町民憲章、何年前に作成されたか知りませんが、竜王町としてこういうことをうたって、若者定住のスローガンとか、今までずっとそういうことを聞いてきました。そういうことがありながら、何十年前の都市計画法・農地法、そういうことで引き継いで今日現在あると。それに私は「なんでや」と言いたいのです。

小西産業建設主監の言われることは分かるのです。もう1点、小西産業建設主監のいいところは、先ほど言った、行政は受けではないと。言ったことに対して、これからは説明もしますと。今日も有線で実況されています。たくさんの方が聞いておられると思うし、それを町民さんは皆、知っている人は知っておられるのです。知らない人もたくさんおられるのです。そういうことで、これから町として、法を変えるなんてことはできないでしょうけども、それを訴えていくと。ここに願って、開発の難しい問題、私たちには分からないけども、それに向かっていくというものをひとつ、最後、これ以上もう言いませんので、町長さんでもひとつ、最後は町長がひとつ「分かった」と言っていただければ一番ありがたいと思いますので、最後、町長さんに言って私の質問を終わります。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 菱田三男議員のご質問にお答え申し上げます。

確かに、竜王町が置かれている状況というのは、非常に変わってきております。その時代に即応した対応、これはご指摘いただくまでもなく、我々がしっかりとやはり取り組みをしないといけないという認識でございます。

私は、議員さんがおっしゃるように、内部的な、内発的など、ここに非常に力強いものを感じるわけであります。竜王町は商工会のメンバーがそんなに減ることなくがんばってくださっています。そして、農業も1万2,000反の耕作地を残しての農業の実態でございます。そして、昔から大きな工場が操業してくださっています。さらには、商業施設もできてまいりました。このことによって200人以上の雇用が竜王町に、昨年度から今年にかけて生まれまして。外発的な要因といえども、これは竜王町の1つの活性化への表われではないかなという具合に感謝をいたしているところでございます。

その中にありまして、議員ご指摘のように、意欲を持った方がその自分の意欲に沿ってやっていけるようお願いをしたい、やるべきだと、こういうお話でございますけれども、先ほども産業建設主監が答えましたように、窓口対応でしっかりと対応をしてまいること、そして、以後の都市計画プランの見直しにつきましては、皆さんの意向を取り入れながら、これもやはり、決めた以上はしっかりと実現の方向に向けて、私も先頭になり走っていくと、こういうことではなかろうかという具合に思います。

この竜王町に10年後、1万4,000人、申し上げているとおりでございます。何も10年後でなくてもいいわけでございます。早く達成できれば、それだけ竜王町が力強くなるということでございますので、今のプランをあわせました中に、予算執行もさせていただく中で、その効果が、そしてまた結果がしっかりとしたものになって出てくるように取り組ませていただきたいという具合に思うところでございます。以上、議員さんの質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 7番、菱田議員。

○7番（菱田三男） どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 次申し上げます。5番、山田義明議員。

○5番（山田義明） 私は、図書館・公民館の協働による運営についてを伺います。

地方行政においては、地方分権や権限移譲により行政サイドの仕事量が増加、専門化しており、集中改革プランの実施に伴う職員数では行政サービスをするう

えで、支障をきたしているとお聞きしております。これからもますます行政が関わらなければならないことが出てきますが、何もかも抱え込むと動きが取れなくなります。この状態をいつまでも放置するのではなく、職員の力や質を高めるため、現在の職員の守る範囲を見直し、町民の協力・協働による行政運営が、これからのまちづくりに求められています。

今回、私は、図書館・公民館については広範囲の町民の方々が密接に関わっておられることを踏まえ、町民との協働による運営とし、協働運営者をやがてはNPO法人として育てることを提案するものであります。もちろん、公の指定管理者制度による一般公募による運営の方法もありますが、竜王町の図書館や公民館は町民の方々の関わりの深さからも、町内のNPO法人の育成および立ち上げを提案します。従来からの考えもあろうかと思いますが、第五次総合計画では町民と行政の協働により築くオリジナルのまちづくりを基本理念とされており、行政改革も必要と思いますが、所見を伺います。

○議長（寺島健一） 赤佐教育次長。

○教育次長（赤佐九彦） 山田義明議員の「図書館・公民館の協働による運営について」のご質問にお答えをさせていただきます。

山田議員からは、第五次竜王町総合計画基本構想に基づくオリジナルのまちづくりという観点から、図書館や公民館の運営について、1つの案として「NPO法人を育成し立ち上げ、その協働運営者としていくこと」についての提案であると解釈いたしております。中でも、「協働」という発想は非常に重要な要素であると認識いたしておりますし、第五次竜王町総合計画基本構想の中にもたびたび「協働」という文字が引用されているところでございます。

山田議員の提案されております「協働」という言葉について考えますと、昨年6月に閣議決定されました新成長戦略で明らかにされました「新しい公共」という概念に属するものでないかと受け止めをさせていただくものでございます。政府の「新しい公共にかかる円卓会議」における「新しい公共」に関する説明では、新しい公共が作り出す社会は、「すべての人に居場所と出番があり、みなが人に役立つ歓びを大切に作る社会であるとともに、その中から、様々な新しいサービス市場がおこり、活発な経済活動が展開され、その果実が社会に適正に戻ってくることで、人々の生活が潤うという、よい循環の中で発展する社会である」とされております。「協働」の精神や「新しい公共」という発想については、夢があり誰もが賛同するものであろうと考えております。

さて、現実の問題として、図書館や公民館をはじめとする公の施設に関わっての法律上の整理としては、まず地方自治法に基づくものであります。地方自治法第244条の2においては、公の施設の設置、管理および廃止について定めがされておりますが、具体的に申しますと、法に基づき条例で定める公の施設の管理については、行政の直営または指定管理という2つの方法が定められており、NPOの管理運営となりますと、米原市の公民館のように、NPO法人に指定管理者になっていただくというような方向になると考えております。

この指定管理については、民間の参入により、施設サービスをより向上させることが重要な目的でありましたが、結果としては、行財政改革とのセット導入により、維持管理にかかる人件費等を圧縮するにとどまり、様々な課題を生み出してしまっている姿がございます。

さらに、施設整備と運営を一体的に民間に委ねるPFIという手法も導入されはしてきましたが、かえって行政コストが増すということから、公の施設に戻されているまちもあります。

このように、国の描いた夢と現実のはざまにあるのが、地方自治体の現在の姿であると考えており、竜王町においては、指定管理者制度の導入の際にも申し上げましたとおり、重要な教育施設については、引き続き直営とさせていただくものであります。

なお、その具体的な運営にありましては、運営協議会等を持って地域住民の皆様の声を反映させるとともに、それぞれの施設には応援団ともいべきボランティアを育てながら、NPO法人の育成へとつなげていきたいと考えております。

以上、山田議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 5番、山田議員。

○5番（山田義明） NPO法人あるいはPFIによる不成功の例も言われまして、全くだめなような答弁でございますが、実は、これはひょっとしたら変わるかも知れませんが、平成23年度の予算方針におきまして、ここにも5項目目なんですけれども、指定管理者制度や民間委託等の導入について、制度の利点を十分活用するというので、これは私としては図書館・公民館をあげたわけですが、こういったことも書かれていますし、前向きにも考えていただきたいし、それから、過去におきましては平成17年か18年ごろと思うのですが、愛知県の高浜市へ行きまして、ここでも市の行政のサポートとして株式会社を導入されてやっておられる例もございまして、そういったことも研修させていただきました。

そういった参考例もございますが、実はこの2月22日発行の日本経済新聞に紹介されているのですが、アメリカのジョージア州にあるサンディ・スプリング市というまちなんです、ここは2005年に誕生した人口10万人足らずの小さなまちということで、世界が非常に注目しているわけです。

昨年、ここへは日本からも2～3グループが視察に来られたというようなことが書いています。理由はどうなのかと言いますと、極限の効率性ということで、市役所に勤務する公務員はわずか6人ということです。仕事の大部分は民間に委ねておられます。新しい市をつくり上げるため、住民自ら考えてこのような格好で出したやり方だということでございます。

歳出につきましては、同じ人口の自治体の約半分と、また、固定資産税などについても非常に安いというようなことが言われておりまして、兵庫県の加西市、こちらにも実はそのサンディ・スプリング市をモデルに、多くの業務を一括民間委託をするというような格好で宣言されておられるわけでございます。

そこでお伺いします。町長は就任されてから、6月で約3年となると思います。民間から来られたということで、先ほどからも一般質問で非常に期待多い質問が出されておりました。民間出身ということで、ひとつ思い切った政策を私どもとしてはずっと期待しておるわけでございます。町長のこのことにつきましてのお考えを再度お伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（寺島健一） 赤佐教育次長。

○教育次長（赤佐九彦） ただいま山田議員からは、いろいろなまちの例もあげていただきましたので、少し県下の公民館・図書館をめぐる状況もご紹介をさせていただければと思うところでございます。

まず、平成20年度に滋賀県教育委員会生涯学習課と滋賀大学生涯学習研究センターが実施されました「滋賀県の公民館・コミュニティセンター事業に関する調査」をもとにしながら、現在の状況を滋賀県に照会をいたしましたところ、平成17年度の時点で滋賀県下には、類似公民館も含めて211館の公民館が設置されておりました。平成22年では165館になり、36館がコミュニティセンターとして首長部局へ移管され、残り10館は統廃合により減少いたしております。

また、指定管理については、大津市・彦根市・長浜市・東近江市が一部で導入されており、米原市は全館指定管理されているところでございます。

それから、NPO法人が指定管理者になっているのは、米原市の近江・米原・

伊吹・山東の4館でございます。

一方、図書館についてでございますけれども、滋賀県下には48館の公立図書館が設置されております。指定管理になっているところはございません。一部の市で導入が検討されましたが、図書館は指定管理になじむものではなく、サービスの低下を招くことから、地域住民の反対運動が起こり、断念をされているところでございます。

また、図書館については、図書館法により司書の配置等の基準が定められており、さらに過日は、滋賀県立図書館長の指定管理に関する談話が新聞掲載されましたこともあり、施設・資料・職員の3要素が図書館運営にとって、いかに重要なものであるかをご理解いただいたのではないかと推察するところでございます。

図書館と司書の関係を他の施設に当てはめて考えるなら、病院と医師・看護師という関係を考えていただくことが肝要ではないかと思うところでございます。専門的な知識や資格を有する者が、豊富な経験を蓄えて業務に従事することにより、サービスの向上や信頼の獲得へとつながります。

同様に公民館を捉えるなら、社会教育法に基づく社会教育施設であり、そこには社会教育主事という資格を有する専門職員が配置され、人づくり・まちづくりを進めていくという姿が望まれるところでございます。住民との協働という作業は、物事をともに進めるとき、互いに潜在的な力を出し合い、より高次元なものとして引き出すとき等、具体的な事業推進に欠くことのできないものでございますが、教育施設の舵取りまでを委ねるものではございません。このことは十分にご理解いただいているとおりでございます。

次にNPOについてであります。公民館・図書館を直接経営するというNPOはございません。NPO法人は特定非営利活動法人であり、特定非営利活動促進法に基づく特定の公益的非営利活動を行うことを目的とする法人であります。公民館にかかわるNPO法人となりますと、様々な団体が必要になると考えられます。社会教育という概念は、学校教育を除くすべての教育活動を社会教育としており、社会教育法第22条において公民館の事業として定める内容は、極めて広範なものでございます。時代の要請により、重点化して実施するポイントは変化していきますが、法の趣旨をしっかりと踏まえ対応することが重要でございます。

竜王町の教育は、基本に忠実であり、竜王町教育行政基本方針でも申し上げます。

したとおり、「竜王町の未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を基本方針とし、町民各位のご理解とご支援を賜わりながら、「教育でまちづくり」をモットーにして、積極的に教育施策を展開させていただきますことを改めて表明し、山田議員の再質問に対する回答とさせていただきますと思います。

まちづくりについてはまた、教育委員会としてお答えさせていただきました。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 山田議員のご質問にお答え申し上げます。

いろいろ例をお示しいただいた、そういった市町の動き、それは私も勉強させていただきたいとは思いますが、竜王町が今の次長が申し上げましたとおり、指定管理にするとか、あるいは民間とかいうのは、議論のうえにも議論を積んで、慎重さを期し、そして、ゴーということになればすぐさま実行、これが私の進め方でございます。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 5番、山田議員。

○5番（山田義明） 私は、行政改革という、その一環ということで進めてもらわないと、やがては行政が行き詰まるという意味からこういった質問をさせていただきました。これをもちまして、私の質問を終わりたいと思います。以上でございます。

○議長（寺島健一） この際申し上げます。ここで午後4時15分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後4時05分

再開 午後4時15分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、貴多正幸議員。

○2番（貴多正幸） 平成23年第1回定例会一般質問として、竜王町学校給食センターにおける衛生改善等について、お伺いいたします。

1月20日にノロウイルスTRC法検査を実施された結果、学校給食センター職員に陽性反応が8名検出され、翌日から2月10日までの15日間にわたり、学校給食センターの調理による園児・児童生徒への給食が中止されました。その間、2社の弁当製造業者からの給食配給で対応をされたわけですが、近所の子どもたちに評判を聞いてみたところ、ご飯が冷たい、量が多いから食べるのに時間がかかる等の意見が多くあり、早く給食センターの給食が食べたいという子どももいました。

今回、このようなことが起こったのは非常に残念なことではありますが、給食センターで調理をされる「おいしい給食」が、子どもたちにとっていかに重要であるかを再認識させられたのではないかと思います。

そこで、従来から調理従事者の健康管理はもちろんのことながら、給食センターの衛生管理等を徹底されていることは聞き及んでいますが、今回の件を契機にウイルス感染を防止する対策と、万が一感染した場合、どのような対応を考えておられるのかについて、お伺いいたします。

○議長（寺島健一） 富長学務課長。

○学務課長（富長宗生） 貴多正幸議員の「竜王町学校給食センターにおける衛生改善等について」のご質問にお答えいたします前に、まず、町民の皆様方に対しまして、安心・安全であるべき学校給食においてご心配をおかけいたしましたことを、深くお詫びを申し上げます。

1月20日に学校給食センター職員にノロウイルスの陽性反応が検出されて以後、子どもたちの安全面を第一に考え、保健所をはじめとした関係機関とともに対策を講じ、無事、感染拡大を防ぐことができ、2月14日から給食調理の全面再開に至っております。

この間の子どもたちの感想を聞きますと、「あったかい、おいしい給食を早く食べたい」という声が圧倒的に多く、貴多議員ご指摘のとおり、改めて関係者一同、子どもたちにとっての学校給食の重要性を認識し、今後、このような事態が再発しないよう万全を期すことを肝に銘じているところであります。

さて、貴多議員ご質問の「今回の件を契機にウイルス感染を防止する対策」についてであります。学校給食センターの安全衛生に関しましては、学校給食法第9条第1項の規定に基づく「学校給食衛生管理基準」に従い、衛生管理の徹底に努めております。「学校給食衛生管理基準」には、施設や設備の整備および管理に係る基準をはじめとして、調理の課程等における衛生管理、さらには、衛生管理体制や衛生検査の基準が示されており、従来からこれらの基準に基づき、遵守する中で調理を行ってまいりました。

今回のノロウイルス感染の件で、給食センターへ東近江保健所の立ち入り指導調査を受けました。調査終了後に、次のような言葉を保健所からいただきました。「今回、幼児・児童・生徒への感染を防ぐことができた要因は、センター調理場内における調理が、学校給食衛生管理基準に基づきしっかりと実施されていたことによる。温度管理や職員の作業動線等が完璧に守られており、このような調理

基準やマニュアルがしっかりしていたからこそ、職員が感染しても、幼児・児童・生徒に感染しなかったと、前向きに捉えてもよい」とご指摘いただきました。そして、「今回の職員の感染場所は、調理場内でなく、便所や休憩室等のバックヤードで起きたと考えるのが妥当である」との指導を受けました。

そこで、職員間での感染拡大の防止策として、調理場以外のトイレ・食堂・更衣室・事務所のドアノブやスイッチ部分等、手を介しての二次汚染につながる箇所の消毒回数を1日2回に増やしたり、湯飲み等の共用の禁止等を取り決め、改善といたしました。これらは、既に配付いたしました「給食センターの衛生改善について」のとおりであります。

また、トイレの洋式化や給排水設備等、施設面における改善については、現在、工事費用の積算をしており、次年度補正予算で工事費の予算化をお願いする予定であります。さらに、従事者等の毎日の衛生管理点検についても、現行の朝の調理前の点検の一度から、調理中・調理後と、一日3回の点検に改め、職員の感染の早期発見と予防に努めております。このように、今回の事件を契機として、法的に定められている基準以上の予防と対策を講じており、このことについては、東近江保健所に報告しているところであります。

貴多議員の2つ目のご質問である、「それでも、万が一感染した場合、どのような対応を考えているのか」についてであります。以上、先に述べましたように、予防策においては、今回を良き教訓として改善・強化し鋭意取り組んでいるところでございますが、なおかつ、万が一感染が発生した場合については、その内容や状況にもよりますが、今回のように速やかに、何よりも子どもの健康安全を第一に考えた対応策を、関係機関と連携をとりつつ行っていく所存であります。

学校給食衛生管理基準では、食中毒の集団発生の際の措置として次の5点が明記されています。①教育委員会等、学校医、保健所等に連絡するとともに、患者の措置に万全を期すこと。また、二次感染の防止に努めること。②学校医および保健所等と相談のうえ、医療機関を受診させるとともに、給食の停止、当該児童生徒の出席停止および必要に応じて臨時休業、消毒その他の事後措置の計画を立て、これに基づいて食中毒の拡大防止の措置を講じること。③校長の指導のもと養護教諭等が児童生徒の症状の把握に努める等関係職員の役割を明確にし、校内組織等に基づいて学校内外の取り組み体制を整備すること。④保護者に対しては、できるだけ速やかに患者の集団発生の状況を周知させ、協力を求めること。その際、プライバシー等人権の侵害がないように配慮すること。⑤食中毒の発生原因

については、保健所等に協力し、速やかに明らかとなるように努め、その原因の除去、予防に努めること。

食中毒の発生の規模や程度にもよりますが、これら5点の措置を念頭に置き、先に申しましたように、何よりも子どもの安心・安全を第一に対応策や善後策を講じてまいります。以上、貴多議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 2番、貴多議員。

○2番（貴多正幸） 今、今後の防止対策、また起こった時どのような対応をするのかについてお答えをいただいたわけですが、先ほど私が1度目の質問の中にも言わせてもらったように、学校給食センターにおける衛生管理については、本当に徹底していただいているというふう感じたわけですが、富長課長のお答えの中にありましたように、平成23年1月31日付けで出されておられます「竜王町給食センターの衛生改善について」という用紙の中に、今後起こった場合どうするのかみたいな感じのところ、「代替調理師の増員確保」というところで、「新しい人員・調理師の確保に努める」、また「他の町内給食施設との協力体制の構築をめざす」とあります。実際こういった食中毒ならびにノロウイルスとかいうウイルスを発生させないことが大前提だとは思いますが、万が一起こった時に、先ほど述べられた5つの措置では、連絡するとか、子どもたちの安全を第一に考えてというのは分かるのですが、起こった場合、また今回のように2社また3社になるのか分からないですけども、また弁当製造業者から頼むのか、それともここに書いておられるように、新しい人員の確保をするのか、また他の町内の給食施設との協力体制の構築をするのかというところが非常に曖昧と言いますか、全然、私にとってはどのような措置を講じるのかというのが分からないのです。

平成23年度の当初予算の中にも、給食センター総務費の中に「給料」というのがありまして、そこには2,492万4,000円計上されています。22年度の当初予算では、給料の部分については2,537万8,000円ということで、これは23年度予算の方が45万4,000円減額になっているわけですね。

臨時職員さんの場合は、23年度予算では503万8,000円計上されていて、22年度は484万6,000円で、こちらについては19万2,000円増額になっているのですが、人員の増員を考えているならば、これぐらいというか、逆にトータルすると減っているのです、本当に人員を確保するという点について真剣に考えておられるのかどうか。

それとまた2点目の「他の町内給食施設との協力体制の構築をめざす」というふうに書いておられるのですが、どの程度まで進んでいるのかについて、お伺いしたいと思います。

○議長（寺島健一） 富長学務課長。

○学務課長（富長宗生） 貴多議員さんの再質問にお答えいたします。

今回の感染におきましては、ノロウイルスでございまして、職員18名中8名の感染が確認をされました。感染が今回と同じ状態であれば、場合によっては対応策も今回と同じ手順でいくというふうなこともなるとは思いますが、実際には感染の種類はノロウイルス以外にもO-157・赤痢菌・サルモネラ菌等、いくつもございます。感染者の人数も、調理師の感染人数が8名にも及ぶのか、1名だけで終わっているのか。あるいは、子どもにまで事態が及んだのか。状況等によってはいろいろなことが考えられます。さらには、感染経路や発生時期等も状況によってまた変わってくる部分があると存じます。

その中で、先ほども申しましたように、子どもの安心・安全を、衛生管理を第一に考えて最善の対応策を考えていきたいというふうに思っております。

状況によっては、例えば仮に感染した職員が少ないということであれば、新しい人員の確保、調理師の確保をお願いをして調理を続けていくというふうなことも選択肢として出てまいりますでしょうし、今回のように18名中8名というふうな事態であれば、違うところから、業者から給食をお願いする、調達をお願いするというふうな事態も生じてくると思います。

これは、今後の発生、もし万が一発生した場合の状況に応じて考えていくものであるというふうに存じ上げております。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 2番、貴多議員。

○2番（貴多正幸） 発生した状況においていろいろな対応策を考えるということは重々分かるのですが、やはり前もって、こういった時にはこういうふうにするというものを持っておかないと、やはり慌ててしまうのではないかなというふうに考えます。そういった時に誰が一番被害を被るかといったら、子どもたちになるのではないかなというふうに考えます。

平成23年度の竜王町教育行政基本方針の中にも、食育の推進ということで、やはり食から学ぶという、そしてまた育むということが非常に重要視されているのではないかなというふうに私は考えますので、そうした対応について迅速にするために予防線を張っておかないといけないのかなというふうに考えるのです。

けれども、食育の観点から教育長、どのように今回給食が15日間中止になって、子どもたちに与えた影響や、今後もしこれが起こるならば、どのように防いでいて、子どもたちに食育を学ばせていくのかということについて、最後どのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（寺島健一） 岡谷教育長。

○教育長（岡谷ふさ子） 貴多議員さんの再質問につきまして、お答えをさせていただきます。

先ほどご質問の中で、起こった場合の代替の調理師、それからまた町内の給食施設等との協力を求めているのかどうかということですが、今回の場合も途中、外食産業に頼るところがございましたので、そのことにつきましても検討しておりましたし、今後、万が一起こった場合の調理をどうするか。できるだけ子どもたちに、衛生面ではきちんと守ったうえで給食をできるだけ続けていきたいということから、町内の給食関係機関との連携と、それから代替の調理師につきまして、今後前向きに検討していく予定でございますし、そのこともマニュアルの作成とあわせまして、平成23年度の教育行政基本方針に重点項目としてうたっておりますので、来年度、それにつきまして具体的に検討していきたいと考えております。

それからもう1点、今回の保健所の指摘によりまして、調理師さん等の作業あるいは活動取り組みが増えました。そのことにつきまして大変時間と労力を要しておりますが、それでもなおやはり衛生面での基準を厳しくしていかなければなりませんので、そのことに関わりましての改善策も財政当局にお願いしているところでございまして、それも含めまして、今後より一層の、基本的には衛生基準の遵守、それを踏まえまして対応策を具体的に講じてまいりたいと考えておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと考えているところでございます。

大変ご心配いただきまして、ありがとうございます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 貴多議員さんの質問に、追加でお答えをさせていただきます。

私自身も、今度のノロウイルスでは大変勉強をさせていただきました。

1月20日は木曜日でございました。私のもとにノロウイルスの報告が届きましたのは、午後7時前だったと記憶いたしております。その時の報告内容でございますけど、「8名の陽性の結果が出ましたが、他の職員は元気であります。翌日の金曜日でございます1月21日の給食につきましては、火を入れるもの（か

らあげ等)で給食を準備したいと考えています」というのが現場の意見でありました。「今の時間から弁当等の手配は困難ですので」との意見も含めてのことだったと思われます。

私はその時、まず1点目、原因も分からないまま調理場を使うこと、2点目、万が一にも生徒児童に感染すれば、それこそ取り返しがつかないということ、3つ目に、元気な職員も感染の疑いがないとは言い切れないこと、この3つをその場で考えまして、即座に給食中止という指示を出させていただきました。

その時、同時に1月21日は、もう弁当が難しければ非常食があるではないかと、そちらの方で手当てをして、1月24日、週明けの月曜日から対応をもう一度立てたらどうかという指示もあわせて伝えたのを記憶いたしております。

私、その時勉強させていただきましたのは、やはり危機意識というのでしょうか、実際の現場での判断は非常に重要であるということを勉強させていただいたところでございます。以上、追加でお答えとさせていただきます。

○議長(寺島健一) 次に、10番、小森重剛議員。

○10番(小森重剛) 私は、竜王町財政健全化プランの取り組みについて、伺います。

竜王町においては、平成20年度決算に基づく財政健全化判断比率が18.4%を超えたことから、平成21年7月に平成21年度の予算の再精査を行い、今後の予算編成にかかる方針の見直しに着手されました。財政状況が逼迫する中、財政の悪化を食い止め建て直しを図るべく、平成22・23年度を財政健全化の強化を図る年度と位置づけ、23年度予算においては、13項目の財政健全化施策を打ち出されました。

そこで、先般の「竜王町財政健全化に向けた住民説明会」において、竜王町の財政の将来見通しとして、今後の竜王町における歳入歳出予算の見込みにおいて、毎年約3億円～5億円の財源不足が発生し、これを補うために基金の取り崩しが必要となるとの説明がありました。

平成21年度末で取り崩し可能な基金残高が約12億7,900万円であり、あと2～3年で底をつくとのことですが、予算の根幹をなす町税が減少し、歳出の義務的経費が増加する中で、基金の取り崩しに歯止めをかけ積み上げに転じる方策、また、一方の公債費については減額する方策についてどのような計画を立てられているのか、今後の見通しについて伺います。

また、説明会の中でも、「竜王町の規模にあった」とか「身の丈にあった」と

という言葉が随所に出てきますが、いかにも抽象的であり「竜王町の規模」、「竜王町の身の丈」とは、何をもってどうであるから、これが竜王町の規模であり身の丈であるかを、分かりやすく具体的な根拠をお伺いします。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 小森重剛議員さんの「竜王町財政健全化プランの取り組みについて」のご質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、平成20年度決算において財政健全化判断の一指標である実質公債費比率が18.4%となり早期是正基準を超えたこと、また、リーマンショックの町内企業への影響により平成21年度における大幅な法人税の減収見込を受けて平成21年度予算執行の再精査を行い、さらに今後見込まれる義務的経費の増加、法人税収等の回復が見込めないことから、平成22・23年度を財政健全化に向けた重点取り組み年度として、今日まで本町が行ってきた事業すべてについて、その目的や成果を検証し、平成22年度予算においては、比較的住民生活に及ぼす影響が少ない事業から見直しを行い、平成23年度予算においては、新しいサービスの導入検討とあわせて、将来にわたって現行制度のサービスを継続して提供していくために、住民生活に影響を及ぼす事業にも見直しをさせていただきたく、住民説明会を開催し、ご説明申し上げ、ご理解を求めてきたところでございます。

住民説明会では、一定のご理解をいただくとともに、たくさんのご意見を頂戴いたしました。これらの意見は真摯に受け止め、今後の行政経営に活かしてまいりたいと考えております。

さて、議員ご質問の1点目、基金の取り崩しに歯止めをかけて積み立てに転じる方策、また、公債費の圧縮に向けた方策についての計画、今後の見通しについてでございます。先ほどの蔵口議員の質問の町長答弁にもありましたように、町の財政運営もそれぞれの家庭の家計簿と同様でございます。収入がないまま支出をしては、赤字となります。すべての事業について精査を行い、不要不急の事業は凍結・繰り延べなどの措置を行い、見込み以上の税収があれば、これらの財源は、財政調整基金等の積立金財源あるいは公債費の圧縮に向けた繰上償還の財源とさせていただきたく考えております。

また、歳入につきましても企業誘致や人口増加策等を積極的に行い、税収の確保に努めたいと考えております。

現時点での見込みといたしまして、実質公債費比率が18%以下となるには、

平成25年度決算に基づく算出時点を想定をいたしております。

次に2点目、「竜王町の規模」、「竜王町の身の丈」でございます。町の予算規模についてのお尋ねかと思えます。歳入予算の財源構成は、町税や国からの交付金、地方交付税など使途を制限されない経常一般財源、使途は制限されますが経常的経費に充当することができる分担金負担金、使用料手数料、国県補助金等の特定財源、その他政策的経費に充当される特定財源の合計からなります。

これら本町の過去の歳入の決算推移および今後の制度改革等を考慮し、単年度の歳入見込額を推計いたしますと約46億円と見込まれます。これは、平成22年度・平成23年度と財政健全化に向けた取り組みを実施し編成いたしました平成23年度予算とほぼ同額となりました。

また、歳出見込みにおきましても、同様に49億3,000万円と推計しております。「その年の歳入をもってその年の歳出に充てる」即ち「入るをもって出づるを制す」が財政運営の基本的な考え方でございますので、そのことからすると、歳入の確保が可能な推計額46億円前後が竜王町の予算規模として適当な範囲と考えております。

しかしながら、推計では歳出が歳入を上回っており、この予算規模を維持していくためには、引き続き行財政改革に取り組むとともに、住民皆さんが担っていただく役割、行政の担うべき役割、また、住民皆様と行政の双方が協働して行うべき事項等についても検討し、住民皆様方に行政に対して関心を持っていただき、住民自治の高まりにご理解、ご協力を得るよう努力してまいりたいと考えております。以上、小森議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 10番、小森議員。

○10番（小森重剛） 規模等々、身の丈については46億円そこそこ、歳入に合った歳出をするのが身の丈であろうという回答をいただきましたけれども、歳入については、個人・法人税ともずっと見ていきますと、法人税が半分ぐらいに落ちている。個人については横ばいか、やや落ちると。逆に支出の方で扶助費というのがどんどん上がってきて、高齢化の関係だと思えますけれども、17年度・18年度から比べたら2倍近い金額になっておるといふところが見受けられます。

それでもって、先立って財政健全化に向けた事業の見直しということで、15項目を引っさげられまして、各集落と言いますか、住民説明会を行われました。その中で我々も見せていただきましたけれども、とにかく縮小・縮小、事業を縮小していきたいということで、とにかく「出」を抑えていこうではないかというこ

とで計画を立てられておりますけれども、私が考えておるのが、「厳しい、厳しい」という中にも、やはり、「厳しいけども、竜王町はこれだけは」、何回も、いつでも申しておりますように、「これだけはキラリと光らせておるのだ」と、「武士は食わねど高楊枝」ではございませんけど、「腹が減っているのだけども辛抱するのだ」というところは辛抱する、「これだけはきちんとしていく」という部分を、はっきりメリハリをつけた予算執行の仕方をしてほしいなというのが1つ、気持ちでございます。

それで、住民説明会において15項目、いろいろ担当課が説明をされましたけれども、これについていろいろなご意見、また質問等々が出たと思っておりますけれども、それをいかにして即、23年度予算に反映をされておるのか。また、「もう予算はできているから、意見は聞いただけだ。説明しただけだ」と。「説明会だから、あくまで説明しただけだ」ということで終わってしまうのか。いかにして、どういうふうに活かしていこうとされておるのか、その辺をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 小森議員さんの再質問にお答えをしたいと思います。

予算執行につきまして、メリハリのある予算をというふうなことでございます。平成21年度におきまして、庁内でプロジェクトチームによりまして、全事業の見直し評価というのをやっております。そういった中で、見直しという意見が出されておるものが151事業というふうなことでございます。そういった中から、まだ取り組みをさせていただいたのがごく一部というふうなことでございます。

住民説明会におきます住民の皆さんのご意見というのは、今、議員がおっしゃっていただきましたように、既に予算上は編成が終わっております関係上、今後引き続き財政改革・行政改革というものには取り組んでいく必要があるといふふうに考えております。そういった中で、やはりさらに事業の精査を実施し、そして、メリハリのある予算編成というふうな方向へ進んでまいりたいというふうに考えております。以上、再質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 10番、小森議員。

○10番（小森重剛） ちょっと回答がもうひとつ意味がよく分かりません。

もう再々質問ですので、予算の説明の中でもいろいろあるのですが、23年度の予算の特色ということで、中に概要は、予算編成の方針が書かれております。この中で基本項目として、町民の目線に立った住民本位の未来に羽ばたく夢

と安らぎのあるまちづくりの推進に向けて5つの項目を掲げられております。設定されております。1から5項目までございます。

この中で、町の未来をともに創造するとか、協働のまちづくりとか、いろいろなことを基本的な書かれてございますけども、平成23年度につきましては第五次竜王町総合計画の初年度に当たります。これに向けて過去、先人が昨年オープンしましたアウトレット、それからまたこの2月にオープンしてくれました平和堂につきましては、先人が10年なり15年かけて希望を持って、「よし、やっといこう」という中身で考えておられた。それがやっと今、明かりがついたという状況になりました。

私、何が申したいかと言えば、「厳しいのだ、厳しいのだ」「いや、でも今度は16haもらったものをこういうようにしていこう」と、計画を立てることについては何もお金は要らないわけですよ。金を貯めていくのも必要ですけど、計画を立てることについては何も金が要らない。そして、それについて計画を立てて実行に移していこうと。その金を貯めて、それで実行に移していこうというような計画性を持って作業をしていっていただきたいなど。

金が貯まったから、次は何をしようかと。それから考えだしたら、それから10年・15年かかるわけですよ。そうではなくて、今からでもいいから、もう次は何をしよう、16haの部分についても何をしようと計画を立てていて、やっとなんか10年か15年ですよ。そういう中身で、「金がない、金がない」と言うのも必要でしょう。ないものはないのですから、ない袖は振れないのですけど。その中で、やはり知恵を出して、汗をかいて、ひとつ竜王町の未来のために創造する、こういう基本方針・予算方針を立てていただいているのであれば、計画もそうして並行して、こういう計画で未来をつくっていきますという新たな希望を持った計画を提示していただければなと思うのですが、その辺についてはいかがでございますか。

○議長（寺島健一） この際申し上げます。会議時間を延長いたしますので、あらかじめご了承願います。

川部総務政策主監。

○総務政策主監（川部治夫） ただいま小森議員さんから、第五次総合計画の中で具体的に、予算の関係で金を貯めてからではなくて、貯めるまでから計画を立てよということでした。

先般も第五次総合計画の中で基本構想をお認めいただきながら、引き続き総合

計画の最終調整をさせていただいている中で、特に今お話のございましたように、この10年間具体的にやはり計画、財政に基づきながらということがございますけど、やはりこの10年間していかなければならない事業につきましては、先般、数字は入れておりませんが、皆さん方の方へ総務産業建設常任委員会の中でもご提示をさせていただいていますように、今後考えられる10年間、やはりやっしていかなければならない事業がきちんとございます。

そうした意味で、それに向けて財源も確保しなければならないということも、今、引き続き調整もしておりますので、おっしゃるとおり、今後、数字も明らかにしながら、皆さん方にご提示もさせていただきたいと思っておりますので、以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） まず、国保の患者負担金の減免について質問をします。

昨年の12月議会でこの質問をしましたところ、まともな答えをいただけませんでした。私の質問は、昨年9月に厚生労働省の保険局長が「一部負担金の徴収猶予、および減免などの一部改正について」と題して出された通知のことですけれども、このことをご認識いただいていたのか、まずはじめにお伺いをします。

この通知は、減免の基準であった災害や事業の休廃止等について、その基準をより明確にされたものです。しかも減免額の2分の1は国が負担するとしています。竜王町の国保税条例には、災害や事業の休廃止等の場合の減免はありませんか。その部分の明確化を求めているのではないですか。しかもこの通知は、もし市町村の基準が、国の基準よりも低かったら国の基準に合わせなさい、国の基準より高い場合は下げなくてもよいですよと書いてあります。違いますか。

ですから、主監答弁のように国保連合会で話し合うとか、足並みを揃えるとかという問題ではなく、規則で基準を明確にすればいいものだと思いますが、それでも竜王町の規定を国の通知のように合わせるということはできないのか、お伺いをします。

次に国保税の減免ですが、会社都合による退職で、退職した翌年の国保税が非常に高くなるので、収入を100分の30として保険税を算定するとした制度があります。もちろん担当の職員さんをご存知だと思うのですが、窓口でこれについて相談がありませんでしたか。納税相談もあわせて何件あったか、お伺いします。

相談がないまでも、こういう制度がありますという紹介は何件したのかをお伺いします。以上、よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 田中住民税務課長。

○住民税務課長（田中秀樹） 若井敏子議員の「国保の患者負担の減免について」のご質問にお答えいたします。

昨年9月の厚生労働省保険局長の通知については、承知いたしております。町といたしましては、「国民健康保険一部負担金の徴収猶予および免除に関する要綱」制定に向けて、現在その事務を進めているところであり、平成23年度の早い時期に実施したいと考えております。

また、国保税条例において、災害や事業の休廃止等の場合の減免はないかというお尋ねでございますが、現行では、①貧困により生活のための公私の扶助を受けるもの、②不慮の災害等により生活の基礎となる資産に甚大な損害を被ったもの、③そのほか特に町長が必要と認めたものとの規定となっております。

議員仰せのとおり、昨年9月に国においては一部負担金の減免の場合の収入の最低基準は示されました。しかしながら、徴収猶予の場合の最低基準は示されておりません。

また、徴収猶予の適用が受けられる該当項目が、従前より4つ示されております。その中の1つであります、災害により死亡したときや障がいを負ったとき、または資産に重大な損害を受けたときのいずれかに該当した場合には適用することと規定されておりますが、障がいを負ったときの障がい等級の基準や重大な損害の基準については、今回の改正においては示されませんでした。

他にも、この制度を運用するにあたり、町において規定しなければならない事項がございます。

また、徴収猶予および免除に関する制度の実施につきましては、これまで県内市町で足並みを揃えて取り組むと申し上げてまいりましたが、これは、医師会や国保連合会との調整が必要であり、「免除・減額・猶予」と市町によって取り扱いが様々でありますと、医療機関の窓口での対応が煩雑になりますので、これらを踏まえて、円滑な対応を行うため、県内の市町で構成する国保問題調査研究会において制度整備等について検討をすることが望ましいという考えからのものでございます。今申しあげました状況から、町の基準の制定に期間を要していることについて、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、徴収猶予および免除に関する制度は国保の財政運営に影響を及ぼすこと

から、本町の免除に関する基準については、国が特別調整交付金の対象として免除を行った額の2分の1の額を交付すると定めている範囲と規定することとし、健全な財政運営に努める必要があると考えております。同時に、一部負担金について猶予等を行う場合の予算措置も必要になってまいりますので、これらのことをあわせて国民健康保険運営協議会において審議をいただく予定でございます。

次に、非自発的な失業者にかかる国保税の減免についてお尋ねをいただいておりますが、この制度が昨年4月1日に施行されました以降においては、国保の資格取得の段階から本制度について紹介をさせていただき、本制度が適用できる方につきましては適用をさせていただいております。

被保険者への周知につきましては、町広報やホームページに掲載を行いました。あわせて、国保税決定通知を行う際にも個々の被保険者にお知らせを添えて送付し、周知に努めました。さらに職業安定所でも、失業された方に対して「非自発的失業者にかかる国保税の減免」について説明をされております。

また、このことに関するこれまでの相談件数は、40件程度で適用件数は31件でございました。このときには、あわせて納税相談もさせていただいております。以上、若井議員さんのご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、若井議員。

○8番（若井敏子） 最初の部分で、現在進めているのだということで、23年の早期に明文化したいというふうにおっしゃったのですね。

それにそんなに時間がかかるということがよく分からないのですけれども、医師会との関係で、現場で混乱があるといけないから、国保問題調査研究会で議論をするのだという話ですけれども、とりあえずは、昨年そういう質問をして、一向に動かないのかなと思っていたら、動いているというふうに理解をしているところで、それはそれで了解したところです。

100分の30についての相談が40件ほどあって、その31件は適用したのだというお話ですが、適用されるのは、例えば会社都合による退職がありましたよね。実際は会社都合ではないのだけれども、会社都合として認められるというのがあるのですよ。その辺はご存じですか。

ハローワークで確認したところ、会社都合で退職したとは会社は言わない。言わない会社があるのです。会社都合であるにもかかわらず、会社都合だと言わないところがあるのです。そういうところでも、収入が85%下がった場合、いろいろな待機期間みたいな形で下がった場合、それはもう会社都合に認めるという

のがあるのです。これもひとつ、こういうこともあるのでハローワークとも相談してもらったらいいいというふうに言ってもらったらいいいのかも知れないのですけれども、何かその証明みたいなものが要るのでしょうか。会社都合であるというのは、離職証明書に「会社都合」と書いてあるとかいうのがあるかも知れないですけども、離職証明には「会社都合」と書いてなくても、ハローワークは認めるというのがありますから、そういう場合、こちらでも認めてもらえるのかなと思いますので、その辺もあわせて確認もしてもらって、紹介をしてもらえればなと思います。

もう1つ、私はこの40件というのもそうでしたし、納税相談を受け付けましたというお話もありましたし、この制度を導入したら予算措置もしなければならぬのだという話があったのですけれども、一概には言えないのですけど、こういう方こそ滞納になる可能性のある人、そういう言い方が適当なのかどうか、良く分からないのですけども、だからこそ丁寧な対応、迅速な対応、そういうものが求められると思うのです。

予算措置しなければならないということもありますけれども、そうすることで滞納を防げることになるのではないのかなというふうに思いますので、ぜひその辺では丁寧な対応、特別に心のこもった対応をしてほしいなと思います。

それから、再質問でお願いしたいのは、基準が明確化されていないというのがありましたね。徴収猶予の基準が示されていない。生活保護世帯の基準の110%とか130%とかという基準を持っている市町村があったのですけれども、それがその基準になるのではないのかなと思うのですが、そういうものではなかったのですか。

減免制度を実施している自治体で、収入基準も生活保護の110～130%にするとか、通院にも適用しているところがあると。自治体の判断で国の基準よりも拡充できると、通知でも明確にしてほしいということを国会で議論している中で出されているのですけれども、当然、自治体に減免基準の引き下げを強要することがあってはならないという言葉もあるのですけれども、その時の政務官の答弁は、国基準というものは、「最低限これくらいは」という表現なので、市町村が自主的に決めたらいいものだというふうなことが国会で議論されているので、ぜひこれらも参考にして決めていただきたいというふうに思います。

結果的には、ご答弁としてはもう新年度から具体的にすることでしたので、改めて質問するに及ばないかなと思いますので、先ほど質問と言いましたけ

れども、この辺にしておきたいと思います。申し訳ないです。

○議長（寺島健一） それでは、次の質問に移ってください。8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） では、2つ目の質問です。「安全安心のまちづくりのために歩道と街路灯の整備を」ということで質問をします。

青色の照明燈がついて、少し街路灯が増えましたけれども、まだまだ夜は安心して走れません。子どもたちの通学も、高校生の自転車通学も、ジョギングやウォーキングも、なかなか安心して道路を通れない状況があります。

自転車道といっても途中で消えてしまうようでは困ります。

そこで私は、南北に篠原駅と八幡駅につながる自転車道と、ドラゴンハットか妹背の里を起点にして15kmとか20kmのジョギングコースの整備を提案します。篠原駅と八幡駅につながる自転車道は、平和堂に買い物に行かれる高齢者が電動の乗り物でも安心して通れるように整備してもらいたいものです。

もう1つの提案は、小口八重谷線の街路灯整備です。交流人口としてアウトレットに働く若者を人口増のターゲットにしている竜王町ですから、そのうちの200人以上が通っていると思われる従業員駐車場に通じる道路には、暗闇がないように7m間隔ぐらいで照明燈をつけていただきたいものですが、ご所見を伺います。同時に、安全安心の道路整備計画についてのご所見もお伺いします。以上、よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 村井建設水道課長。

○建設水道課長（村井耕一） 若井敏子議員からの「安全安心のまちづくりのために歩道と街路灯の整備を」とについてのご質問にお答えいたします。

議員さんよりご提案いただいております1点目の南北の自転車道の整備であります。近江八幡駅へは、町道中央通り線、県道綾戸東川線の幹線道路には自転車歩行者道が、また、バイコロジー道路においては一定整備されておりますが、篠原駅につながる自転車道につきましては、幹線道路において未整備であります。同時に、歩道拡幅には用地買収・工事費等相当な経費が必要でありますことから、国・県の補助事業を求めながら整備していかなくてはなりません。

また、ジョギングコースであります。妹背の里を起点としてサイクリングコースが14.6km・18.6kmの2コース設けておられますので、このコースを利用していただければと思っております。

2点目であります町道小口八重谷線の街路灯整備でございますが、大型商業施設の開業に伴い、町民の方が自転車等でも行けるように自転車歩行者道の改良工

事にあわせ、既設街路灯の他に5基の街路灯を設置してまいりました。アウトレットに勤務されている従業員の駐車場が隣接しておることから、多くの方々が歩道を利用されていますが、暗い箇所もあり防犯対策として3基を関電柱に添架し街路灯の設置を行うよう現在進めているところでございます。

続きまして、3点目であります安全安心の道路整備計画でございますが、基本的に交通量が多く交通事故の発生状況等を勘案し、小・中・高の児童生徒が通学する道路を優先し、交通安全の確保を図るために、町道西川ため池線等主要路線の整備を進めていきたいと考えております。議員より提案いただきました件につきましては、今後の道路整備計画の参考とさせていただきたいと思っております。

以上、若井議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、若井議員。

○8番（若井敏子） 妹背の里を起点としたサイクリングコースというのは、走ってみられましたか。一度走ってみてくださいますか。最近走ってみられましたか。十分なサイクリングコースかどうかを確認してほしいのです。

朝とか、たくさんの方が歩いたり走ったりされているのですよ。近江八幡駅まで行く道路には、主に歩道はありますから大丈夫なんですけど、うちの集落の子もマラソンに出るといふ女の子がいて、朝早くから走っているのですけども、くると回って帰ってくるというときに、どこか途切れるのですよ、歩道が。同じ道を行って、同じ道を帰ってきたりしていて、危ないからといって自転車でお母さんがついておられたり、そんな感じなので、やはり走れるようなコースというのはきちんと確認してつくってほしいなと思うのが1点です。

山之上から平和堂へ、年寄り用のスクーターに乗って買い物に来られるおばあちゃんとかおじいちゃんがおられるのです。あれを見ていたら、たくましいなと思うのですけれども、危ないですね。本当にあの人たちも安心して買い物ができるような道路整備というのを考えてほしいなと思っております。

もう1つ私が提案したいなと思っているのは、ドラゴンハットです。朝、ジョギングしたり散歩したりする人のために開けることができないかなと思うのです。開けてどのくらいの利用があるのかというのは確認しないといけないかも知れないですけど、しっかり閉まっているのです。あの端を歩いておられる人はたくさんあるのです。川べりを山中ぐらいまで歩いて帰ってくるとか、ドラゴンハット経由岡屋行きとかいうコースで歩いておられる人はたくさんあるのですけども、あの人たちもやはりドラゴンハットが開いていたら、中で歩ける、中で走

れるのではないのかなと思うので、それができないのかどうかというのもぜひ検討してほしいと思います。その辺についてのご所見がもしあれば、お願いします。

○議長（寺島健一） 村井建設水道課長。

○建設水道課長（村井耕一） 若井議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

妹背の里を起点にしたサイクリングコースでございますけども、一度確認をさせていただきますと思っています。

それから、すべての町道において歩道整備というのは、なかなか非常に難しいところもございますけども、主に交通量の多い幹線道路から順次整備も計画させていただいておりますので、ご理解願いたいなと思っております。

3点目、ドラゴンハットを開放できないかということにつきましては、指定管理等のこともございますので、そこら辺を含めて事業団等の方とも協議をさせていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） 次に、徴税の取り組みについてお伺いをします。

滋賀県が県税の徴収率を上げることを目的に、滞納整理機構をつくって県下すべての自治体に共同徴収チームをつくったと聞いています。この機構と町の共同徴収チームとは、どんな仕事を、どのようにしていたのか、説明をしてください。この間の取り組みについての成果・結果を伺います。

先日私は税金が払えないという町民さんとともに、共同徴収チームの窓口を尋ねました。この町民さんは自分の状況を説明したあと、「100万円以上の滞納だけれども、今月から定職に就けたので、何とかやりくりをして、毎月2万円の支払いをしていく。5年かかっても6年かかっても、全額支払いをするから。」と説明されました。窓口の担当者は県の職員さんで、その職員の言い分は「あなたの収入なら5万円の返済はできる。それができないというのなら給料を差し押さえする」というものでした。

今日まで差し押さえや競売で納付された例は何件あるのかをお伺いします。差し押さえが当然となっていないませんか。町が行った差し押さえは、町が行う場合問題はないのですか。私がいっしょに聞かせてもらったこの事案については、既に報告済みと思いますが、この職員の話の仕方・内容等に何ら問題はなかったのかをお伺いします。今までの取り組みについてのまとめと今後の取り組みについて、お伺いをします。

○議長（寺島健一） 田中住民税務課長。

○住民税務課長（田中秀樹） 若井敏子議員の「徴税の取り組みについて」のご質問にお答えいたします。

まず、滋賀地方税滞納整理機構につきましては、滋賀県および県下の市町をもつて組織し、滋賀県と市町の共同による地方税の滞納額の縮減と税務職員の徴収技術の向上を図るため、平成20年4月に設置いたしました。

実施事業につきましては、①県職員2名と市町からの派遣職員2名の計4名でチームを編成し、事業参加市町へ派遣する「滋賀県と市町職員の合同チームによる市町派遣事業」、②共同徴収・徴収業務の助言・財産調査・搜索・公売支援等を行う「滋賀県職員の市町への短期派遣事業」、③県市町の身分を併任して相互に職員交流を行う「滋賀県・市町職員の交流併任事業」、④県が引き受け、滞納案件を直接徴収・滞納処分を行う「滋賀県による個人住民税の直接徴収事業」、⑤共同催告・共同公売事業、⑥徴収事務研修事業などを実施しております。

竜王町におきましては、平成20年度および本年度に県と市町職員の合同チームによる市町派遣事業を実施しており、平成21年度には県職員の市町への短期派遣事業を実施しております。

平成20年度につきましては、上期（4月～9月）に共同徴収事業を実施し、実績につきましては、同年9月末現在で、委託者数241者・滞納税額3,517万9,603円のうち、完納は79者・収納税額は1,346万8,035円です。また、差押件数につきましては、75件です。

平成21年度につきましては、7月から12月まで滋賀県職員の市町への短期派遣事業を実施し、委託者数68者・滞納税額2,645万652円のうち、完納は3者・収納税額は29万5,362円です。また、差押件数につきましては、14件です。平成21年度の短期派遣事業につきましては、特に相続案件を処理していただいております関係から収納税額が低くなっております。

本年度につきましては、下期（10月～3月）に共同徴収事業を実施し、実績につきましては、本年2月末現在で、委託者数186者・滞納税額4,198万984円のうち、完納は50者・収納税額は1,053万2,789円です。また、差押件数につきましては、84件です。

次に、今日までの差押件数および収納額ですが、共同徴収などを含めて平成20年度は差し押さえ107件で、収納額738万8,674円、平成21年度は差し押さえ101件で、収納額577万9,277円、今年度は2月末現在で差

し押さえ215件、収納額1,136万5,763円です。なお、公売したものはありません。

次に、町が差し押さえを行うことは問題はないのかとのことですが、地方税法および国税徴収法の規定により進めておりますので、問題はありません。

次に、若井敏子議員さんと納税相談に来庁された町民さんへの対応については、国税徴収法の規定に基づき給与の差押禁止額を計算したうえで提示させていただいているもので、問題はないと考えております。

次に、今日までの取り組みについてのまとめと今後の取り組みについてであります。滋賀地方税滞納整理機構において実施してきました事業で徴収技術の向上が一部図れたものと考えており、今後においてもこの徴収技術を活かしながら、大部分の善良な納期限納税者との不公平感等を生まないように、法令に基づき粛々と滞納処分を行い、納税意識の高揚につなげていきたいと考えております。以上、若井議員さんのご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、若井議員。

○8番（若井敏子） 今は震災で大変なところの方面ですけど、群馬県の玉村町というところがあるのです。この話をご存じですか。

2008年の5月に、国保税と町民税の滞納者に対して、銀行口座に振り込まれた給料20万円を予告なしに差し押さえるという事案があって、裁判となって、結果的には町が解決金62万円を支払うということで決着しているという事案があるのです。その和解書の中にどう書いてあるかということ、納税者の生活実態の尊重が重要だということを、そのまちの町長が和解の文書の中に入れて合意をされているのです。

私は、窓口で話合いをしている中で、言葉は大変丁寧にしゃべっておられるのです。ところが、その場にいたらぞっとするようなしゃべり方です。それは、文章にすれば丁寧なんです。でも、聞いていると怖いのです。非常に技術的な、役者だなあと思いながら聞いていたのですけども、そういう対応であったので、聞いておられる人は男の人ですから、そうは思っておられなかったかも知れないのですけども、そういうところもぜひ見てほしいというのが1つです。

私は、議員も未収がどれだけだと、予算でずっとみんな聞かれましたよね。だから、みんな徴収には一生懸命努力していますという話をされていますし、税金を納めるのは当然の義務ですから、それが納められていないことについて、職員さんが苦勞して集めておられるということは、それは決して否定するものではな

いのです。それは当然のことですし、自分の任務を遂行するということでがんばってもらっているわけで、大事な仕事をしてもらっているわけですから。ただ、納税する人一人ひとりに寄り添った徴税を進めてほしいと思うのです。

そこでぜひ検討してほしいのは、1つ目には、滞納となっている人への働きかけは、情報提供とその人に寄り添いながら人道的に支援することを重点にしてほしい。これは、先ほどの話し方もありましたけれど、情報提供というのは、100分の30もそんなんですが、先ほどハローワークの話もしましたが、そういう持っている情報をやはり丁寧に出すことです。滞納整理の中で、「そういうこともありますよ、該当しませんか」という話もちろんとすることが大事で、今議会ではいくつかの条例もつくられましたけれども、この条例は申請主義です。言ってこられなかったら、こちらから「こんなものがありますよ」とは言いませんというような話があって、条例というのはやはり、つくっても住民さんにはなかなか伝わっていないものもありますから、広報にも出していますといっても、見ておられなかったら分からないわけですから、そういう丁寧な対応をぜひしてほしいということが1つ目です。

2つ目には、竜王町の良さだと思うのですよ。この1万3,000人の人口の中で、役場へ来れば、「あの職員さんは〇〇〇の人やな」、「〇〇さんの子やな」、「あそこの娘さんやな」とかいうことを言いながら、「ちょっと相談があるんやけど」と、声をかけられるのは、やはり合併しないでがんばっている竜王町の良さだと思うのです。

ところが、窓口に座ったら分からないのです。私も座って「誰やったかな」と思うような、そういう人が徴収の窓口で座ること自体は、これは県の方針かも知れないのですけれども、やはりどうなのかなというふうに思うので、町民と町の職員が互いに信頼関係を保つことが大事で、徴収についても臨時的な町職員さんに任せるのではなくて、生粋の職員がやはり当たるべきだと。このことを2つに提案したいと思うのです。

3つ目は、プライバシーの保護を重視して、納税相談はカウンターではなくて、きちんと部屋に入って話合いをすることが大事だと思うのです。このことをまず3つ提起しておきたいと思うのです。この辺についてのご所見をお伺いします。

○議長（寺島健一） 田中住民税務課長。

○住民税務課長（田中秀樹） ただいま若井議員さんから3点の質問をいただきました。

た。

まず1点目、滞納者につきましては、寄り添って情報も提供しながら丁寧に対応してほしいということです。今日まで町の対応といたしましては、当然、法的に基づきながら相談をかけながら話は聞いております。特に今ありましたように、厳しい話があったかも分かりませんが、その人の生活実態を聞きながら、どうしようかと、最終的に困っておられればどうするかということで相談も乗っております。

また、その人が多重債務などあった場合にはどうするかということで、その相談方法ということで、相談にも乗っている状態であります。

また、竜王町の良さということで、町内で知っている方、職員が知っている人の方がいいという、そういう場面もございますが、特にこの税の徴収につきましては、知らない方がいいと。特に税につきまして感情が入ると、かなり難しいものがございます。これにつきましては。私もここに昨年4月から来まして、特に税の処理につきましては、知り合いがいるとなかなかやはり、正規に納めてくださっている人との差がどうしても出てくるということがありますので、これにつきましてはなかなか難しい問題がございますが、やはり知らない人の方がいいのかなということで、ただし、そこにいろいろな人の話を聞きながら、その生活実態を確認して次にいくことを考えております。

プライバシーの保護につきましては、これにつきましては今現在カウンターでしておりますが、その人がどうしてもここでは嫌ですと、違うところで話をしてほしいということがありましたら、個室の方に行きながら話を進めているのが現状でございます。すべてあの場所でやっているわけではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。以上で、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、若井議員。

○8番（若井敏子） 私は、そうじゃないと思うのですよ。よく知っているから、難しいという面は確かにあると思うのです。けど、知っている人が言ってくれる。もちろん徴収するのですから、お金をほしいということがここにあるわけですよ。けど、やはり、その人に寄り添って丁寧な対応をしようと思うと、やはり知っている者の方がいいはずなんですよ。

全然どこの誰かも分からない人が目の前にいて、パッパッパッパッと言うてるから、逆に反感を持って、「なんやこの人、どこの人やろ、なんでこの人にこんなこと言われんならんのやろ」と思いながら聞くのですよ。言葉そのものは丁

寧だけでも、早口できついと、響いてきますよ。自分が町の職員で税の徴収係だという責任を持って対応するというのは、むしろ知っている人が対応して徴収できたら、その人はもっと評価してあげないといけないと思うのですよ。「あの人が知っているから嫌や。あなたが行ってよ」ではだめですよ。

ただ、県の徴収チームは先ほど聞いていると、チームを組んで県の方がリード的な役割を果たすみたいな感じですね。だから、私も対応に出てきたのは2件ありましたが、2件とも県の職員さんでしたから。そういうものなのかなと思いましたが、やはり責任は、町の税金ですから、国保税ですから、町がちゃんと対応してほしいと思います。

先ほどの税金の差し押さえの裁判を、少し研究してほしいと思います。あれは、そういう形ですることはよくないということが証明された裁判なので。

それからもう1つ、お話の中で聞いていたのは、ここでは嫌だと言えない人もあるから、最初からやはり部屋に入ること。カウンターではやらないこと。あの前に座ったら、何のためにここへ来ているかというのがすぐ分かるわけですよ、上に書いてあるわけですから。何のために来ているか分かるわけですから、ちゃんと部屋を取ること、それはお願いしておきたいと思います。

もう1つ、これが最後ですけども、私も実は30年営業をしてきましたので、その立場で言うのですが、徴収は営業活動だと思って対応することが必要だと思うのです。私たちも営業する場合は、「こんにちは。ちょっと近くまで来ましたので寄りました。さよなら」、また「こんにちは。近くまで来ましたので寄りました」、これを回を重ねて結果に結びつけるのですよ。その間に、「どういう趣味を持っておられますか」「どういうことをいつもされているのですか」「そうなんですか」と、そしてまたその人に合う情報を持って行くのですよ。「手芸が好きなんです」と言われたら、「こんな本がありましたら持ってきました」みたいなことをしながら、別にその人のところへ物を持っていけと言っているのではないですよ。そういうつながりで親密感が湧いてくれば、先ほどの話だったら、結局徴収できないということになるのかもしれないですけども、その中で納税の意義を教育するのですよ。「教育」という言葉はよくないかも知れないですけども、「納税は義務なんよ」という、「義務やんか！」と言うのではなくて、納めてもらって、それがこういうことに使われているのだという、そういう、繰り返し繰り返しの説得、納得いく話の中でその気になるという部分もあると思うのです。払えないという状況の人はもちろんありますよ。でも、そういう話を絶えず

していくことで、この税金はどういうことに使われているのかという話も含めて、そういう粘り強いものがあると思うのですよ。今期回収したのが3,000万円だとか1,346万円だとか3,517万円とか、よくやったなと思いますけど、やはりそこに当たらない部分については、そういう努力も必要だということをお話しておきたいと思うのです。

大変な仕事だとは十分分かってはいます。十分分かりますけど、そういう努力はやはりしてもらいたいと思っていますので、今後この徴収チームあるいは町の滞納整理について、どういう方向を持っているのか。当初に話がありましたけども、私が提案した中身について、こういうふうに変更していくという思いがあれば、お聞かせいただいて、最後の質問にしたいと思っています。

○議長（寺島健一） 田中住民税務課長。

○住民税務課長（田中秀樹） 若井議員さんからの再度の質問ということで、今後の徴収の取り組みというところであります。

今、いろいろなお話をいただきました。特に一番大きいのは、納税者の気持ちになって親身に聞いてほしいと、そして窓口ではやはりきちんと対応しながら、出会う納税意識を伝えるとかいうことを聞いております。

当然、税につきましては地方税法とか国税徴収法に基づいてやっております。ただ、硬く言えばそういうふうになるのですが、やはり税は納めていただくということがございます。今お話を聞きましたことも踏まえながら、今後対応していきたいと思っております。

それではどうしていくかということは、とりあえず今、粛々と徴収をするのですが、今いただきましたいろいろな質問とか意見につきましても加味しながらということで考えておりますので、ご理解いただきますようによろしくお願ひします。

○議長（寺島健一） 青木副町長。

○副町長（青木 進） ただいま若井議員さんの再々質問に対して、担当課長の方からお答えを申し上げたところでございますが、若井議員さんにご提言いただいていることも踏まえて、何点かお答えを申し上げたいと思います。

1つは職員の関係でございますが、今回、共同徴収チームは滋賀県から2名来ていただいているわけでございますが、併任の竜王町の職員として併任辞令を出させていただいておりますので、考え方としては町の職員というような考え方もいたしております。

ただ、この共同徴収につきましては、滋賀県は町県民税の滞納整理を推進、徴収率を上げようということで、当然、県の職員さんにあっては県税、あるいは町の方であっては町民税ということで、その滞納整理に出向させていただいているところでございます。

2点目といたしましては、議員ご指摘のように、滞納整理にあたっては町の職員ということ、町内の職員が適当ではないかという提言でございますけれども、やはりこれは適材適所がございますけれども、先ほど住民税務課長が申し上げましたように、法的な手続きを粛々と進めるうえにおいては、なかなか顔見知りの職員はかえってやりにくいというようなこともございまして、そういったことも含めて、適材適所も含めて人事等の配置をしておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

それともう1つは、議員は滞納整理については「営業」だということで、住民の皆さんといろいろな話をする中で、納得をしていただいて税を納めていただくという、「営業」という言葉が使われたわけでございますが、最近では、滞納整理については町の方では訪問はいたしておりません。納税相談だけは、今、議員がご指摘のようなことを含めて、親切丁寧に答えるということはしておりますが、それぞれ滞納の納税義務者の方のお宅へ訪問して税金を納めていくような手法は、今現在取っておりません。そういう意味では、納税相談にきっちり対応させていただいて納めていただくということを進めておるところでございます。

もう1つは、これはよその他県でも例がございますが、やはり税を納めない、滞納をすると延滞金も含めて相当、行く行くは負担になりますよと、延滞金でも年率14.6%ですが、少し納めていただけないと、本税に対して相当な延滞金がかかるということで、やはり税金については納期にきちんと納めていただくようお願いをしたいということで、町の「広報りゅうおう」を通じまして、税を納めていただく意識のPRも努めておりますので、その辺をつけ加えて、ご答弁とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） 4点目です。住宅リフォーム助成の制度について質問をします。

この住宅リフォーム助成の制度については、何度も今までから質問しているところですが。

住宅リフォーム助成制度は今、全国で導入され、利用する人も業者も大変好評だと聞いています。3月4日付けでしたか、近江八幡市の住宅リフォーム助成制

度が新聞で紹介されていまして、今数字は忘れましたが、かなり大きな予算をつけて事業が進められていると聞いています。日野町でも、年度当初に申し込みが殺到するということで、事業を受ける業者の方が組合をつくっているわけですが、その組合の方で事前に町民の案内ビラをつくって、業者団体の方が町民に案内をするという役を買って出ています。竜王町でもぜひ通年の制度として、しかも継続して取り組む事業として導入をお願いしたいものです。

国会では、全国のこの制度導入に国が支援すべきだとの質疑があつて、菅総理はそれに答えて、「社会資本整備総合交付金を活用することができ、今後ともこのような取り組みを支援していく」と述べています。この社会資本整備総合交付金は、平成22年まで竜王町でもさかんに使ってきた、あのまちづくり交付金に代わって登場した交付金であります。交付率は45%、財政担当はこの交付金について、ご存じなのかをお伺いしたいと思います。

既に予算の提案をされたときにこの原稿を出しているわけですから、予算の中でこの情報が生かされないものなのかをお伺いしたいと思います。これは予算が通ったあとでも補正ということはあるわけですから、ぜひ生かしてほしいという立場で質問をします。

日野町では、どの担当者も国の補助金についてあらゆるアンテナを立てて、既に予算化している事業についても、国や県からの補助金・交付金で町負担を減らすような努力をしているというふうに、課長が話をしてくれました。県庁へはお金を探しに行くくらいのつもりをしていますと、こんなことも話しています。このような取り組みを竜王町でもされているのか、あわせてこの交付金を活用して住宅リフォーム助成制度をつくっていただきたいものですが、ご所見をお伺いします。

○議長（寺島健一） 村井建設水道課長。

○建設水道課長（村井耕一） 若井敏子議員からの「住宅リフォーム助成制度について」のご質問にお答えいたします。

この住宅リフォーム助成制度の導入にあたって、国は「社会資本整備総合交付金を活用することができ、支援していく」としてはいますが、この交付金については、メニュー化されている基幹事業とその計画の効果が見込める効果促進事業の2つの大きな事業で、社会資本整備総合計画を立て事業を行っていくこととされています。竜王町においては、地域住宅支援分野においての基幹事業となる公営住宅の整備等がなく、効果促進事業のみでは交付対象にはならない状況でありま

す。

そうした中、住宅に対しての助成については、国・県の補助金を活用し、個人の木造住宅の耐震改修の助成を継続し、平成21年度には経済対策として住宅リフォーム助成制度の取り組みをさせていただいたところであり、平成22年度および平成23年度については、プレミアム商品券の対象事業として実施し、町内の商工業の活性化を図っております。

また、事業の予算化にあたり、国・県による補助金等で町負担を減らす努力をしているのかというご質問ですが、竜王町においても当然、国・県に対し補助金・交付金が受けられるかを相談・協議させていただきながら進めております。例えば、まちづくり交付金の活用につきましては、まさに個々の事業では補助メニューがない事業でも、中心核整備という目標のもと分野を越えた横断的な取り組みを行い、交付金を活用する中で町負担の軽減を図っております。以上、若井議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、若井議員。

○8番（若井敏子） こういう事業があつて、こういう補助金が出るから、調べてほしいということをお願いしたのは、もうほとんど議会が始まる寸前だったので、それから調べてもらった結果、「これはメニュー化されているもので、大きな計画がなければ、その部分に使えない」みたいな言い方だったのでしょか、今の説明は十分メモしきれなかったのですけれども、そうしたら、いろいろなところが手元に持っているのも、その交付金をもらっているのが52件出ているのですけれども、ほかのところはそういう計画を立てるのですよね。だから、まちづくり交付金でもそういう計画を立てて、その補助金をもらったわけでしょう。だから、この補助金をもらって住宅改修の事業をしようという方向さえあれば、それに見合ったような計画を立てるということではないのかなと思うのです。

確かに、全国でこの交付金を使って住宅リフォームをしているところが52件手元にあるのですけれども、ほとんど耐震化とかバリアフリー化とかがかかっているというのがあります。障がい者向け住宅改良とか。けれども、それとは全然関係なくて、今、日野町がやっているみたいな住宅リフォーム資金の助成、住宅リフォーム工事費用の助成、住宅リフォーム支援、民間住宅リフォーム助成という、民間住宅リフォームというのはたくさんあります。あるのです、条件が非常に、この交付金をもらおうと思ったら事業計画は難しいみたいな話だったので、高齢者にやさしいどうか、障がい者がどうか、耐震だとか、そうい

ったことがない事業で受けているところもあるわけですから、これはやはり研究する必要があると思うのです。

実際、日野町も研究されているのです。それがどういう結論になっているのかは知らないですけども、担当はぜひその辺とも話をして、国の交付金というのは、出さないために予定しているわけではないでしょう。出すために提案しているわけですから、一定、乗り越えなければならないものもあるかも知れないですけども、やはりきちんと研究してもらうことが大事だと思うのです。

全国でこの交付金を使って住宅リフォーム助成をしているわけですから、第一、住宅リフォーム助成制度に対する認識が、「そんなもんええわ」と思っているから、そういう結果になるのではないのかなと思うのです。もうしょっちゅう、「プレミアム商品券がそれに代わる事業」みたいな言い方をされるのですが、今震災があったのですけれども、岩手県の久慈市、被害のあった所ですけど、50万円以上の工事に対して5%の商品券を交付しているというのがあります。奥州市では30万円以上の工事に対して1割の地域商品券を交付していると。1,000円とか2,000円とかの話ではないでしょう。本当に住宅リフォーム助成制度が、先ほど内発的な活性化という質問もありましたけれども、町内の業者さんが元気になる、町内の事業者が元気になる、町民が元気にならなかつたら、経済は活性化しないのですから、そこらあたりに焦点を合わせて、こういう取り組みをしようとするかどうかの問題なのです。これは、私は、するかどうかだけの問題だと思っているのです。する気がないから、こういう答弁が出てくるのだというふうに思っていますが、そうではないですか。再質問です。

○議長（寺島健一） 小西産業建設主監。

○産業建設主監（小西久次） 若井議員さんの再質問にお答えさせていただきたいと思えます。

住宅リフォームの助成制度でございます。これは、国の制度ということでなっております。今ご指摘ありましたように、その気がないから補助があってもできないのではないかというご質問でございますけれども、実は私どもの方で議員からいただいた資料をもとにしていろいろ調べさせていただきました。前回もお答えさせていただいたと思えますけれども、基本的に国の助成制度、これは国の制度が23年度から、社会資本整備総合交付金が23年度から、いろいろな事業があったわけでございますけれども、地域自主戦略交付金、社会資本整備総合交付金が変わりまして、今言いましたように地域自主戦略交付金ということで、仮称で

ございますけれども、自治体の創意工夫が活かせる総合的な交付金ということで、これは住宅だけでなしに道路・港湾・治水・下水・都市公園等々の制度で、これが国として23年度から設けられたものでございます。

しかるに、このリフォーム制度でございますけれども、前回申し上げたわけでございますけれども、基本的にこの社会資本整備総合交付金につきましては、基本的な仕組みということで、自治体がそれぞれの目標実現に向けまして、その社会資本総合整備計画を作成して国に提出するというところで、基本的には概ね3年から5年ということでございます。

その基本的な部分での住宅分野でございますけれども、住宅分野につきましては、自治体が主体となりまして公営住宅の建設や面的な居住環境整備等の住宅施策を、自主性と創意工夫を活かしながら総合かつ計画的に推進するための制度というものでございます。これについては、先ほど申しましたように交付金対象事業ということで、基幹事業と提案事業がございます。基本的に基幹事業というのは公営住宅・地域優良賃貸住宅の整備、既設公営住宅の改善、関連公共施設の整備、住宅建築物の耐震診断・耐震改修等という基幹事業でございます。

また、提案事業につきましては、自治体独自の提案による地域の住宅施策実施に必要な事業等ということで、例えば民間住宅のバリアフリーの改修、公営住宅等と社会福祉施設等の一体整備、住宅相談、住情報の提供というふうな提案事業を考えよということで、国の方は制度化をされております。

しかしながら、前回申しましたけれども、基本的にこの基幹事業なり、それから提案事業がございますので、これをもとにして計画を立てなければいけない。ところが、竜王町には公営住宅等というふうな部分はございません。ですから、どうも研究いたしますと、基本的にこれは竜王町は該当しないのではないかと。基本的に補助の45%の助成はありますけれども、該当しないのではないかとということで、実は県ともお話をさせていただきました。

しかしながら、滋賀県下でやっているかということを見ますと、今現在22年度では5市3町の住宅リフォーム制度の取り組みもされているということもお聞きしております。しかしながら、特に滋賀県下におきましてはこの国の補助事業がなかなかないと。先ほどおっしゃいました全国的には52の案件がございます。これは、先ほど言われましたような例も載っております。そういうようなものでやっておられるわけでございます。

しかしながら、当然、先ほども申しました23年の予定としては、地域の優良

賃貸住宅制度というのは、1つは先ほど言いましたように、地方公共団体が国から支援を受けて住宅を供給する施策と、それから高齢者等の居住安定化推進事業というものもございます。これは、国交省のホームページにもありますし、制度的にもあるということもお聞きしております。ただ、民間が例えば高齢者住宅の整備をするためにそういうふうな補助があるかと、そういう部分もございます。

そういうようなところで、特に竜王町といたしましては、そういうふうな部分でないので、該当しないのではないかなという県の指導もお話もさせていただいております。そういう意味で、特に先ほど申しました近江八幡市と日野町の例を出されました。これについては、市が独自にやられているということもお聞きしております。そういうようなことで、22年度については5市3町が実施されて、あとの部分については実施されていないということでございます。

しかしながら、特にいろいろお聞きをしますと、滋賀県下でもある一定の住宅リフォーム助成制度については目的を達したのではないかなということを言っている自治体もございます。しかしながら、竜王町の場合は、先ほどからプレミアム商品券に代えさせていただいたということでございます。特に私どもの方は、このプレミアム商品券についても、例えば住宅改造についても利用してくださいというようなことも、商工会さんを通じてお願いをしておりますので、その辺、竜王町としてはそういうふうな制度的に切り替えをさせていただいたものでございますので、もう少し勉強しろというご指摘だと思いますけれども、特に情報につきましては県なり国の方からいただいて、そして取り組みをしていただきたいということも考えておりますけれども、そういうようなことも踏まえまして、今後にも検討していきたいと思っておりますけれども、先ほど申しましたように、住宅リフォームにつきまして、竜王町といたしましては住民の多くが利用していただけるプレミアム商品券の方に代えさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、若井議員。

○8番（若井敏子） これではいかんのですけれども、実際、交付金がどういう形で出るのかとかいう詳しい中身は、私も十分調べていませんし、該当しないというお話だったので、それならやはり住宅リフォーム制度はしないつもりをしているのかと、「そんなもの意味ないわ」と思っているのかと。ましてや、県下5市3町でやっているけど、これもほぼ目的を達成したと。よそのまちがやっていることで目的が達成されても、自分のところは何もしないで「目標は達成された」は

ないだろうと、私自身は思っているところです。

何度も言いますが、プレミアム商品券で住宅リフォームに使ってくださいなんて、1人5,000円しか買えないのですよ。1人に5,000円しか買えないのに、50万円の仕事、500万円の仕事をするのに、1,000円補助してもらっても、話にならないではないですか。それを住宅リフォームに使えというのは、二度と言ってほしくないです。何回も言われましたけど、二度とその話を出さないでください。そんなもの何もならないのですから。

それと、やはりプレミアム商品券も、議会の予算の中でも質問しましたが、本当にどんな効果があるのかといえば、住宅リフォームは本当に効果があるのですよ、その関係の事業者に直接仕事が入ってくるわけですから。だから、近江八幡市も予算を増やしてやっているのですよね。日野町もそうでしたよね、一番最初やられたときはもう、すぐなくなって、すぐに2倍の予算にされたのですけども、そういう効果があるのだということ。しかも、業者が本当に喜んでいるのだと。その業者が本当に「このまちにいてよかった」という話になっているわけですから、そういうところをやはり加味して、やった結果、成果が出てきたと言われたら分からないこともないですけども、緊急対策でちょっとだけやって、効果が出てきたと言われたのでは、たまったものではないなと思いますから、「検討しますけれども」と、「けれども」とおっしゃいましたけれども、検討してもらおうと、そのことについてはよろしくお願ひしたいと思います。次に行きます。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） 最後の質問です。「合併浄化槽の水質検査に補助を」ということで、下水道の普及が進んでいる中、今でも合併浄化槽を使っている家庭が町内にあります。合併浄化槽を設置している家庭には、浄化槽法によって法定検査が義務づけられています。法律の第7条では設置時の検査が、第11条では毎年1回の定期検査が規定されています。

そこで伺いますが、現在合併浄化槽を使っておられる家庭は何戸あるのかということと、法定検査の必要性、法律の趣旨について、お伺いをしたいと思います。法定点検の実施状況と、町としてその法定点検についてどのように対応をされているのかについても、お伺いをします。

私は、全国的にもこの検査の実施が不十分なことから、しかし、万が一ということを見ると、法定検査がされていないということになると大変な問題でもあることから、町として補助金を出してはどうかと考えるものです。旧の安土町

は全額町費負担でした。埼玉県は坂戸市では、検査料の半額補助を実施されています。全国の例に学んで取り組みを強化されることを求めるものですが、ご所見を伺います。

○議長（寺島健一） 若井生活安全課長。

○生活安全課長（若井政彦） 若井敏子議員の「合併浄化槽の水質検査に補助を」のご質問にお答えいたします。

現在、竜王町内の家庭における浄化槽については、平成23年2月末現在で319基が設置されています。公共用水域等の水質の保全等の観点から、浄化槽による尿および雑排水の処理の適正化を図り、生活環境の保全および公衆衛生の向上を目的に浄化槽法が施行されています。

浄化槽法第7条では「設置後等の水質検査」について規定されており、環境省で定める期間内に、「浄化槽管理者は、都道府県知事が指定した指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない」と定められています。また、環境省で定める期間は、同法施行規則第4条で「浄化槽の使用開始後三月を経過した日から五月間」と定められています。

浄化槽法第11条では「定期検査」について規定されており、「浄化槽管理者は、毎年1回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない」と定められています。この第11条検査は第7条検査後となります。

第7条検査は浄化槽が適正に設置されているか否かを判断するための検査で、第11条検査は、法第10条「浄化槽管理者の義務」について規定されている保守点検および清掃が法律で規定される技術上の基準に基づいて実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかについて検査するもので、すべての浄化槽が検査の対象となっています。浄化槽管理者が保守点検・清掃・法定検査を適正に行うことによって、浄化槽法第1条の目的に資するものと考えます。

本町内に設置されている浄化槽の法定検査の受検状況でございますが、指定検査機関である滋賀県生活環境事業協会からの報告では、平成21年度末の状況でございますが、第7条検査の受検率が100%で、第11条検査の受検率が37.6%となっており、滋賀県平均の22.2%を上回っているところでございます。

浄化槽管理者にあつては、浄化槽の設置届出時に保守点検および清掃の励行、法定検査を受検することについて誓約をいただいておりますが、受検状況が十分でないことから、日常の保守点検および清掃、法定検査が義務づけられていることについて、町広報を活用して啓発推進しております。また、今年度に入り、

指定検査機関とも連携し、県との連名にて、未受検者に対し、法定検査の必要性和受検依頼について個々に通知してまいりました。その結果、平成23年2月末現在で47.8%の受検率となっております。

浄化槽は、年々改良が加えられ、その処理機能は他の汚水処理施設と比べても遜色のない水準にまで技術的な進歩が図られていますが、日常の適正な維持管理が確実に行われなければ、その機能は発揮できません。水質検査は法律に基づき義務化されたものであり、浄化槽管理者が責任をもって実施していただくものであると認識をしているところでございます。

ご紹介いただきました埼玉県坂戸市では、法定検査手数料の一部補助について制度化されてございますが、本町においては同補助金の制度化については考えておりませんが、公共用水等の水質の保全等の観点から適正な維持管理に努めていただくよう、今後においても指定検査機関とも連携しながら、浄化槽管理者の皆様にご理解とご協力について周知させていただきたいと考えております。以上、若井議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、若井議員。

○8番（若井敏子） 改善策として広報などで徹底をした結果、37.6%が47.8%になったと。319基あって、それでも半分なんですね。法定検査がなぜ必要なのかという話でお答えいただいている法律の趣旨から言えば、半分で、それでいいですよという話ではもちろんないわけで、どうして100%にするのかという、県平均が22.1%だから構わないという話では当然ないわけで、どうしてするのかという話のときに、町としての補助を出したらどうかという話をしているわけですけども、今期議会で予算等の審議をする中で、庁舎の下水はどうしているのかという話があって、それはつないでいないのですと、単独でやっているのですという話だったのです。それはなぜという話で聞くと、合特法の関係でその業者の方に回す仕事が必要なんだという話がありましたよね。

それなら、庁舎の方は下水につないでも、合併浄化槽を使っている人たちがそれができないところなわけですから、ここの検査等の経費を合特法の代替業務という形でお願いして、それを町が負担すればどうだろうか。半分という話になるのか、半分だったら半分しか仕事を渡したことになるんですね。だから、全部補助して、そういうことは考えられないのでしょうか。

100%にする必要があるという、今年は47.8%で来年どうなるのかということも当然あるわけですから、なかなか100%にならない、一生懸命進めてい

ますというのでは、あんな災害みたいなことがあった時には本当に大変なことになってしまいますから、法の精神から言えば、100%にすることが大事なわけですから、安土もそういうことをやっていた時期があるわけですから、できないことではないのかなと思うのですが、そういうことは「考えていません」と先ほど言ってしまうわれましたから、なんかもう1回聞くのはどうなのかなと思いますけれども、もう1回考え直してもらえませんか。その辺をよろしくお願いします。

○議長（寺島健一） 若井生活安全課長。

○生活安全課長（若井政彦） 若井敏子議員の再質問にお答えをいたします。

確かに町の方では合特法の関係もあり、業者にということでございます。この浄化槽の検査につきましては、それぞれ浄化槽そのものが、先ほども申し上げましたが、それぞれがやはり管理者において日常からの管理をしなければならないということで、特に保守点検につきましては、機能が正常に保持されるように点検や掃除をやらなければならないと、そういったことでございまして、人間に置きかえれば、いわば日常の健康管理に当たるのかなというふうに思いますし、定期検査につきましては、正常な状態に維持するための点検ということで、人間に置きかえれば健康診断に当たるのかなというふうにも思うところでございます。

先ほど安土の例をご紹介いただきました。安土の場合には、面的事業と言いますか、町の方が主体になって整備をされたということだったというふうに思います。そういった意味では、組合なんかをつくられてそういった運営をされるということで、受検率が高くなるということでございまして、浄化槽につきましてはなかなか個人さんがまだまだ理解がいただけてない部分もございまして、そういった意味ではご理解をいただくよう、十分な啓発に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

未受検者の方々の話の中で、日常の保守点検や清掃を実施しているが、法定検査があると、そういったことを知らなかったと言われた方もたくさんございましたし、さらにまた浄化槽の水が公共下水道に流れていくのだというふうに思っていたと言われる方も現におられました。そういった意味では、住民の皆さんに、浄化槽についてのご理解をいただくためにも、十分な啓発等を今後も努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、若井議員。

○8番（若井敏子） 押し問答になりますから、やっても仕方がないのかも知れない

ですけれども、健康診断に例えられまして、健康診断は補助が出ていますね、国保の人とか。そうすると、やっぱり浄化槽の健康診断も補助してもらってもいいのではないでしょうかね。

これはもちろん健康診断の補助も一朝一夕にできたものではなくて、住民さんのいろいろな願いとか、議員もがんばって「健康診断に補助を」という話をした結果、そういう制度ができたのだと思いますので、浄化槽についての補助も、これから何回も何回も言いながら、ぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（寺島健一） これをもって、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後6時17分